

愛媛県立伊予高等学校普通教棟屋上防水及び外壁改修工事

株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所
代表取締役 川中英明
設計者 一級建築士登録第211657号 松川一世

符号	図名	符号	図名
A-01	改修工事仕様書(1)	M-01	機器表
A-02	改修工事仕様書(2)	M-02	改修後 1階平面図
A-03	改修工事仕様書(3)	M-03	改修後 2階平面図
A-04	石綿解体標準仕様書(1)	M-04	改修後 3階平面図
A-05	石綿解体標準仕様書(2)	M-05	改修後 4階平面図
A-06	付近見取り図	M-06	改修後 屋上階平面図
A-07	全体配置図	M-07	普通教棟3階 情報教室 平面詳細図
A-08	外部仕上表_【改修前後】普通教棟・渡り廊下	M-08	普通教棟4階 レッスン教室 平面詳細図
A-09	【改修前】教棟_PH階平面図	M-09	移設機器表
A-10	【改修後】教棟_PH階平面図	M-10	普通教棟 3,4階平面図
A-11	【改修前後】立面図1(北・南)	M-11	普通教棟 屋上階平面図
A-12	【改修前後】立面図2(東・西)	M-12	特別教棟 3,4階平面図
A-13	【改修前後】断面図	M-13	特別教棟 屋上階平面図
A-14	防水改修_詳細図		
A-15	外壁改修_立面図1(北・南)目視調査図		
A-16	外壁改修_立面図2(東・西)目視調査図		
A-17	西側渡り廊下_断面詳細図		

1]	株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所 愛媛県知事登録第1889号 〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町浜956-2 一級建築士登録第211657号 TEL (089)984-9660 FAX (089)984-0682 松川一世	Date	2023 (R5) . 10	Scale	S=1/1	Title	愛媛県立伊予高等学校普通教棟屋上防水及び外壁改修工事	No. A_00
2]		Checked		Drawn		Kind	図面リスト	
3]								

<p>4-2 外壁改修工事 (モルタル塗り仕上げ外壁)</p>	<p>1 ひび割れ部改修工法 [4.3.2] [4.3.5~8]</p> <p>※縦割れ注入工法</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>ひび割れ幅 (mm)</th> <th>注入間隔 (mm)</th> <th>注入量 (ml/m)</th> </tr> <tr> <td>※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法</td> <td>0.2以上~1.0未満</td> <td>200~300</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>・手動式エポキシ樹脂注入工法</td> <td>0.2以上~0.3未満</td> <td>50~100</td> <td>※ 4.0</td> </tr> <tr> <td>・機械式エポキシ樹脂注入工法</td> <td>0.3以上~0.5未満</td> <td>100~200</td> <td>※ 7.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.5以上~1.0未満</td> <td>150~250</td> <td>※ 13.0</td> </tr> </table> <p>・手動式エポキシ樹脂注入工法</p> <p>・機械式エポキシ樹脂注入工法</p> <p>コア採取り検査 ・行う (採取り部分の補修方法 ポリマーセメントモルタル充填) ※行わない</p> <p>・Uカットシール充填工法</p> <p>カット部充填材</p> <p>・可とう性エポキシ樹脂 (品質・性能等 追補による、製造所 評価名簿による)</p> <p>・シーリング材 (※1成分形又は2成分形ポリウレタン系、シーリング材のうえにポリマーセメントモルタル充填 ※行う ・行わない)</p> <p>・シール工法</p> <p>ひび割れ部シール材 ・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂 (品質・性能等 追補による、製造所 評価名簿による)</p> <p>2 欠損部改修工法 [4.3.3] [4.3.5] [4.3.9~10]</p> <p>※充填工法 (モルタル撤去部の面積が0.25m²/箇所程度以下の場合)</p> <p>充填材料 ・ポリマーセメントモルタル ・エポキシ樹脂モルタル</p> <p>・モルタル塗替え工法 (品質・性能等 追補による、製造所 評価名簿による)</p> <p>既設目地材 ・使用する (形状)</p> <p>仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置 ※図示</p> <p>吸水調整材 (品質・性能等 追補による、製造所 評価名簿による)</p> <p>3 浮き部改修工法 [4.3.4~5] [4.3.9~16]</p> <p>・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 (・注入口付)</p> <p>アンカーピンニング用樹脂材料 (アンカーピンニング共通)</p> <p>建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A6024) による硬質形中粘度形又は高粘度形</p> <p>注入口付アンカーピンニング用樹脂材料 (アンカーピンニング共通)</p> <p>建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A6024) による硬質形中粘度形又は高粘度形</p> <p>・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 (・注入口付)</p> <p>注入材料 建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A6024) による硬質形中粘度形又は高粘度形</p> <p>・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 (・注入口付)</p> <p>注入材料 ポリマーセメントスラリー (品質・性能等 追補による、製造所 評価名簿による)</p> <p>・モルタル塗替え工法</p> <p>既設目地材 ・使用する (形状)</p> <p>仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置 ※図示</p> <p>吸水調整材 (品質・性能等 追補による、製造所 評価名簿による)</p> <p>4 外壁補修改修工法</p> <p>平成7年度建設省告示第1860号による「外壁補修改修工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする。</p>	種類	ひび割れ幅 (mm)	注入間隔 (mm)	注入量 (ml/m)	※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~1.0未満	200~300	※	・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~0.3未満	50~100	※ 4.0	・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上~0.5未満	100~200	※ 7.0		0.5以上~1.0未満	150~250	※ 13.0	<p>4 目地改修工法 [4.4.5] [4.4.16]</p> <p>5 外壁修繕改修工法</p> <p>平成7年度建設省告示第1860号による「外壁修繕改修工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする。</p> <p>4-4 外壁改修工事 (仕上げ塗材仕上げ外壁)</p> <p>① 既存塗膜等の除去及び下地処理 [4.5.4~5]</p> <p>② 仕上げ塗材仕上げ [4.1.5] [4.5.2]</p> <p>③ 施工業者</p>	<p>8 ステンレス製建具 [5.6.2~6]</p> <p>9 木製建具 [5.7.2~4]</p> <p>11 自動ドア開閉装置 [5.9.2~3]</p> <p>12 自閉式上り引引装置 [5.10.3]</p> <p>13 重量シャッター [5.11.2~3]</p> <p>14 軽量シャッター [5.12.2~4]</p>	<p>15 ガラス [5.14.2~4]</p> <p>16 付属電気設備</p> <p>6 内装改修工事</p> <p>1 改修範囲 [6.1.3]</p> <p>2 既存床の撤去及び下地補修 [4.2.4] [6.2.2]</p> <p>3 既存壁の撤去及び下地補修 [4.2.4] [6.3.10]</p> <p>4 木下地等 [6.5.2]</p> <p>5 木材 [6.5.2]</p> <p>6 床張り用合板及びその他合板 [6.5.2]</p> <p>7 木材等の接着剤その他 [6.5.2] [6.5.5]</p>
種類	ひび割れ幅 (mm)	注入間隔 (mm)	注入量 (ml/m)																					
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~1.0未満	200~300	※																					
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~0.3未満	50~100	※ 4.0																					
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上~0.5未満	100~200	※ 7.0																					
	0.5以上~1.0未満	150~250	※ 13.0																					
<p>4-3 外壁改修工事 (タイル張り仕上げ外壁)</p>	<p>1 ひび割れ部改修工法 [4.4.2] [4.4.5~8]</p> <p>※縦割れ注入工法</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>ひび割れ幅 (mm)</th> <th>注入間隔 (mm)</th> <th>注入量 (ml/m)</th> </tr> <tr> <td>※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法</td> <td>0.2以上~1.0未満</td> <td>200~300</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>・手動式エポキシ樹脂注入工法</td> <td>0.2以上~0.3未満</td> <td>50~100</td> <td>※ 4.0</td> </tr> <tr> <td>・機械式エポキシ樹脂注入工法</td> <td>0.3以上~0.5未満</td> <td>100~200</td> <td>※ 7.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.5以上~1.0未満</td> <td>150~250</td> <td>※ 13.0</td> </tr> </table> <p>・手動式エポキシ樹脂注入工法</p> <p>・機械式エポキシ樹脂注入工法</p> <p>コア採取り検査 ・行う (採取り部分の補修方法 ポリマーセメントモルタル充填) ※行わない</p> <p>・Uカットシール充填工法</p> <p>カット部充填材</p> <p>・可とう性エポキシ樹脂 (品質・性能等 追補による、製造所 評価名簿による)</p> <p>・シーリング材 (※1成分形又は2成分形ポリウレタン系、シーリング材のうえにポリマーセメントモルタル充填 ※行う ・行わない)</p> <p>2 欠損部改修工法 [4.4.3] [4.4.5~8]</p> <p>※タイル部分塗替え工法 (既存下地モルタルを撤去せず、塗替部の面積が0.25m²/箇所程度以下の場合)</p> <p>塗替部の面積が0.25m²/箇所を超える場合 ・適用する ・適用しない</p> <p>張付け用材料 ※ポリマーセメントモルタル ・完成シリコン樹脂</p> <p>タイル張替え工法</p> <p>張付け用材料</p> <p>タイル張替え工法</p> <p>張付け用材料</p> <p>タイル張替え工法</p> <p>張付け用材料</p> <p>タイル張替え工法</p> <p>張付け用材料</p> <p>3 浮き部改修工法 [4.4.4~5] [4.4.7~16]</p> <p>・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 (・注入口付)</p> <p>アンカーピンニング用樹脂材料 (アンカーピンニング共通)</p> <p>建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A6024) による硬質形中粘度形又は高粘度形</p> <p>注入口付アンカーピンニング用樹脂材料 (アンカーピンニング共通)</p> <p>建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A6024) による硬質形中粘度形又は高粘度形</p> <p>・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 (・注入口付)</p> <p>注入材料 建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A6024) による硬質形中粘度形又は高粘度形</p> <p>・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 (・注入口付)</p> <p>注入材料 ポリマーセメントスラリー (品質・性能等 追補による、製造所 評価名簿による)</p> <p>・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法</p> <p>注入口付アンカーピンニング</p> <p>・タイル部分塗替え工法 (既存下地モルタルを撤去せず、塗替部の面積が0.25m²/箇所程度以下の場合)</p> <p>塗替部の面積が0.25m²/箇所を超える場合 ・適用する ・適用しない</p> <p>張付け用材料 ※ポリマーセメントモルタル ・完成シリコン樹脂</p> <p>タイル張替え工法</p> <p>張付け用材料</p> <p>タイル張替え工法</p> <p>張付け用材料</p>	種類	ひび割れ幅 (mm)	注入間隔 (mm)	注入量 (ml/m)	※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~1.0未満	200~300	※	・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~0.3未満	50~100	※ 4.0	・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上~0.5未満	100~200	※ 7.0		0.5以上~1.0未満	150~250	※ 13.0	<p>1 改修工法 [5.1.3]</p> <p>2 基本の製作等 [5.1.5]</p> <p>3 防犯建築物等 [5.1.7]</p> <p>4 アルミニウム製建具 [5.2.2~5]</p> <p>5 樹脂製建具 [5.3.2~5]</p> <p>6 鋼製建具 [5.4.2~5]</p> <p>7 鋼製軽製建具 [5.5.2~5]</p>	<p>11 自動ドア開閉装置 [5.9.2~3]</p> <p>12 自閉式上り引引装置 [5.10.3]</p> <p>13 重量シャッター [5.11.2~3]</p> <p>14 軽量シャッター [5.12.2~4]</p>	<p>15 ガラス [5.14.2~4]</p> <p>16 付属電気設備</p> <p>6 内装改修工事</p> <p>1 改修範囲 [6.1.3]</p> <p>2 既存床の撤去及び下地補修 [4.2.4] [6.2.2]</p> <p>3 既存壁の撤去及び下地補修 [4.2.4] [6.3.10]</p> <p>4 木下地等 [6.5.2]</p> <p>5 木材 [6.5.2]</p> <p>6 床張り用合板及びその他合板 [6.5.2]</p> <p>7 木材等の接着剤その他 [6.5.2] [6.5.5]</p>
種類	ひび割れ幅 (mm)	注入間隔 (mm)	注入量 (ml/m)																					
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~1.0未満	200~300	※																					
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~0.3未満	50~100	※ 4.0																					
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上~0.5未満	100~200	※ 7.0																					
	0.5以上~1.0未満	150~250	※ 13.0																					
<p>1]</p> <p>2]</p> <p>3]</p>	<p>株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所 愛媛県知事登録第1889号 一級建築士登録第211657号 〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町浜9-5-2 TEL (089)984-9660 FAX (089)984-0682 松川一世</p>	<p>Date 2023 (R5) . 10</p> <p>Scale S=1/1</p> <p>Checked Draw</p>	<p>Title 愛媛県立伊予高等学校普通教棟屋上防水及び外壁改修工事</p> <p>Kind 改修工事仕書 (2)</p>	<p>No. A_02</p>																				

9 環境配慮 改修工事	1	石綿含有建材の除去工事 [9.1.1~6]	<p>施工業者 本工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出すること。</p> <p>石綿粉じん濃度測定 測定時期、場所及び測定点</p> <table border="1"> <tr> <th>測定名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定点</th> </tr> <tr> <td>測定1</td> <td>処理作業前</td> <td>処理作業室内</td> <td>・各1点 ・各2点 ・各3点</td> </tr> <tr> <td>測定2</td> <td>処理作業中</td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>・計1点 ・計2点</td> </tr> <tr> <td>測定3</td> <td>処理作業中</td> <td>処理作業室内</td> <td>・各1点 ・各2点 ・各3点</td> </tr> <tr> <td>測定4</td> <td>処理作業中</td> <td>責任・除じん装置の出口</td> <td>・各1点 ・各2点</td> </tr> <tr> <td>測定5</td> <td>処理作業後</td> <td>処理作業室内(衝地境界)</td> <td>・計1点 ・4方各1点</td> </tr> <tr> <td>測定6</td> <td>処理作業後(シート養生中)</td> <td>処理作業室内</td> <td>・各1点 ・各2点</td> </tr> <tr> <td>測定7</td> <td>処理作業後シート</td> <td>処理作業室内</td> <td>・各1点 ・各2点 ・各3点</td> </tr> <tr> <td>測定8</td> <td>撤去後1週間以降</td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>・計1点 ・計2点</td> </tr> </table> <p>測定方法</p> <table border="1"> <tr> <th>測定3</th> <th>測定1, 2, 4, 6, 7, 8</th> <th>測定5</th> </tr> <tr> <td>メンプレフィルタ直径 (mm)</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量 (l/min)</td> <td>・1 ・5</td> <td>・10</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間 (min)</td> <td>・5 ・120</td> <td>・240</td> </tr> </table> <p>石綿含有建材の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 石綿含有吹付け材の除去 <ul style="list-style-type: none"> 除去対象範囲 ※図示 除去工法 ※改修標準仕様書 9.1.3(2)(ア)による 除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置 ※湿潤化 ・セメント固形化 石綿含有保温材等の除去 <ul style="list-style-type: none"> 除去対象範囲 ※図示 除去工法 ・切断又は破砕 ・手ばらし 石綿含有成形板等の除去 <ul style="list-style-type: none"> 除去対象範囲 ※図示 作業場の隔離 ・行う ・行わない 石綿含有仕上塗材の除去 <ul style="list-style-type: none"> 除去対象範囲 ※図示 汚泥としての処理 ・行う ※行わない <p>石綿等の取扱いについては、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を順守するとともに、解体撤去にあたっては、改修工事標準仕様書によること。</p>	測定名称	測定時期	測定場所	測定点	測定1	処理作業前	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点	測定2	処理作業中	調査対象室外部の付近	・計1点 ・計2点	測定3	処理作業中	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点	測定4	処理作業中	責任・除じん装置の出口	・各1点 ・各2点	測定5	処理作業後	処理作業室内(衝地境界)	・計1点 ・4方各1点	測定6	処理作業後(シート養生中)	処理作業室内	・各1点 ・各2点	測定7	処理作業後シート	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点	測定8	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	・計1点 ・計2点	測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5	メンプレフィルタ直径 (mm)	25	25	試料の吸引流量 (l/min)	・1 ・5	・10	試料の吸引時間 (min)	・5 ・120	・240
	測定名称	測定時期	測定場所	測定点																																															
	測定1	処理作業前	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点																																															
	測定2	処理作業中	調査対象室外部の付近	・計1点 ・計2点																																															
測定3	処理作業中	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点																																																
測定4	処理作業中	責任・除じん装置の出口	・各1点 ・各2点																																																
測定5	処理作業後	処理作業室内(衝地境界)	・計1点 ・4方各1点																																																
測定6	処理作業後(シート養生中)	処理作業室内	・各1点 ・各2点																																																
測定7	処理作業後シート	処理作業室内	・各1点 ・各2点 ・各3点																																																
測定8	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	・計1点 ・計2点																																																
測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5																																																	
メンプレフィルタ直径 (mm)	25	25																																																	
試料の吸引流量 (l/min)	・1 ・5	・10																																																	
試料の吸引時間 (min)	・5 ・120	・240																																																	
2	断熱材 [9.3.2~3]	<p>断熱材の打ち込み及び張付け</p> <table border="1"> <tr> <th>発泡剤の種類</th> <th>種類</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>発泡プラスチック断熱材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>断熱材現場発泡工法</p> <p>断熱材の種類 ・A種1 ・A種1H (製造所 評価名簿による)</p> <p>厚さ (mm) ・25 ・30</p> <p>施工箇所 ※窓回り等の断熱材等部分、ルーフトレインの床板下等、部分的に後張りとしなければならぬ箇所</p>	発泡剤の種類	種類	厚さ (mm)	施工箇所	発泡プラスチック断熱材																																												
発泡剤の種類	種類	厚さ (mm)	施工箇所																																																
発泡プラスチック断熱材																																																			
3	屋上緑化改修工事 [9.4.2~4] (2.3.5.4)	<p>補強基礎及び材料 (品質・性能等 造補による)</p> <p>・屋上緑化軽量システム</p> <p>芝及び地被類の種類並びに種類等 ※図示</p> <p>剪切り材、舗装材、排水材、マルチング材等 ※図示</p> <p>工法</p> <p>建築基準法に基づき定まる圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。</p> <p>建築基準法に基づき定められた区分等は、1改修一般共通事項 2.2耐荷重及び耐外力による。</p> <p>支柱 ・設置する (詳細 ※図示)</p> <p>かん水装置 ・設置する (工事区分は図示による)</p> <p>既存保護層の撤去 ・行う ・行わない</p> <p>新植した芝及び地被類の植付後の管理 ※引渡しの日から1年 ・無し</p> <p>路床の構成及び厚さ</p> <table border="1"> <tr> <td>・遮断層</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>※150</td> </tr> <tr> <td>・透すべり層</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>※50</td> </tr> <tr> <td>・フィルター層</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>※150</td> </tr> <tr> <td>・歩道層</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>※50</td> </tr> </table> <p>路床安定処理</p> <p>・行う</p> <p>※添加材料 ()</p> <p>・ラップキススタイル 単位面積質量 60g/m²以上</p> <p>厚さ (mm) 0.5~1.0</p> <p>引張強さ 9.8N/5cm (10kgf/5cm) 以上</p> <p>透水係数 1.5×10⁻⁶sec以上</p> <p>土の種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 (建設汚泥から再生した処理土)</p> <p>厚さ土の支持力 (CBR) 試験 ・行う ・行わない</p> <p>路床の締固め試験 ・行う ・行わない</p> <p>発生土の処理 ※別途造補による</p> <p>舗装材料 ・再生クラッシュヤラン</p> <p>・クラッシュヤラン鉄鋼スラグ</p> <p>路盤厚さ (mm) 車道部 ※150</p> <p>歩道部 ※100</p> <p>路盤の締固め試験 ・行う ・行わない</p> <p>舗装材料及び厚さ</p> <p>車道部 ※ポリマー改質アスファルト1型</p> <p>厚さ ※50</p> <p>歩道部 ※ストレートアスファルト</p> <p>※30</p> <p>透水性アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない</p>	・遮断層	厚さ (mm)	※150	・透すべり層	厚さ (mm)	※50	・フィルター層	厚さ (mm)	※150	・歩道層	厚さ (mm)	※50																																					
・遮断層	厚さ (mm)	※150																																																	
・透すべり層	厚さ (mm)	※50																																																	
・フィルター層	厚さ (mm)	※150																																																	
・歩道層	厚さ (mm)	※50																																																	
4	透水性アスファルト舗装 [9.5.3~6] [9.5.9]	<p>路床の構成及び厚さ</p> <table border="1"> <tr> <td>・遮断層</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>※150</td> </tr> <tr> <td>・透すべり層</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>※50</td> </tr> <tr> <td>・フィルター層</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>※150</td> </tr> <tr> <td>・歩道層</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>※50</td> </tr> </table> <p>路床安定処理</p> <p>・行う</p> <p>※添加材料 ()</p> <p>・ラップキススタイル 単位面積質量 60g/m²以上</p> <p>厚さ (mm) 0.5~1.0</p> <p>引張強さ 9.8N/5cm (10kgf/5cm) 以上</p> <p>透水係数 1.5×10⁻⁶sec以上</p> <p>土の種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 (建設汚泥から再生した処理土)</p> <p>厚さ土の支持力 (CBR) 試験 ・行う ・行わない</p> <p>路床の締固め試験 ・行う ・行わない</p> <p>発生土の処理 ※別途造補による</p> <p>舗装材料 ・再生クラッシュヤラン</p> <p>・クラッシュヤラン鉄鋼スラグ</p> <p>路盤厚さ (mm) 車道部 ※150</p> <p>歩道部 ※100</p> <p>路盤の締固め試験 ・行う ・行わない</p> <p>舗装材料及び厚さ</p> <p>車道部 ※ポリマー改質アスファルト1型</p> <p>厚さ ※50</p> <p>歩道部 ※ストレートアスファルト</p> <p>※30</p> <p>透水性アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない</p>	・遮断層	厚さ (mm)	※150	・透すべり層	厚さ (mm)	※50	・フィルター層	厚さ (mm)	※150	・歩道層	厚さ (mm)	※50																																					
・遮断層	厚さ (mm)	※150																																																	
・透すべり層	厚さ (mm)	※50																																																	
・フィルター層	厚さ (mm)	※150																																																	
・歩道層	厚さ (mm)	※50																																																	

10 ユニット及び その他工事	1	フリーアクセスフロア (2.0.2.2)	<p>表示 (2.0.2.11)</p>
	2	表示 (2.0.2.11)	
	3	ブラインド (2.0.2.14)	
	4	ロールスクリーン (2.0.2.15)	
	5	カーテン及びカーテンレール (2.0.2.16)	
	6	点検口	
	7	階段手すり芝木	
	8	天井見切り縁	
	9	ビクチャーレール	
	10	視覚障害者誘導用ブロック	
	11	屋根改修工事	

施工箇所	構法	仕上り高 (mm)	耐震性能	所定耐重	表面仕上げ材	寸法
・パネル構法		・1.05	・3.000N	・香電防止床タイル	・500×300	
・薄床法		・0.65	・5.000N	・タイルカーペット		

構成材の材質 ・アルミニウム製 ・鋼製

帯電防止性能

漏えい抵抗

スロープ及びボギー ※製造所の仕様による

耐荷重性能 (5000N) の性能

平成元年建設省告示第1322号「耐震型フリーアクセスフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したもの、又は同等のものとする。

ローリングロード性能 ※適用する ・適用しない

ローリングロード試験

耐荷重性能 (3000N) : 積載荷重1,000Nの際、最大変形量1.5mm以下 (使用上有害な変形、欠け、割れ、がたつきなどの欠点がないこと)

耐荷重性能 (5000N) : 積載荷重1,000N以上の際、最大変形量1/0mm以下 (使用上有害な変形、欠け、割れ、がたつきなどの欠点がないこと)

区分	材質	寸法 (mm)	厚さ (mm)	取付高さ (mm)	書体
・衝突防止表示 (・前面 ・片面)	・ステンレス製	・30	・市販品	※図示	※図示
・壁札	・アクリル板	※図示	・5	※図示	※図示
・ビクトグラフィ	・図示				
・庁舎案内板	・アクリル板	※図示	・5	※図示	※図示
・各階案内板	・図示				

案内用図記号は、JIS Z 8210 による。

誘導標識及び非常用出入口表示等は、消防法に適合する市販品とする。

形式	寸法 (mm)	種類	スリットの材質	スリット幅 (mm)	スリット間の材質	取付箇所
※縦形		※枠式	※7×12×16合金製	※25	・鋼製	・図示
		・コード式				
		・操作棒式				
※横形		・1本操作棒式	・7×12×16	・80	※7×12×16合金製	・図示
		※2本操作棒式	・7×12×16	・100		

材質	操作方式	遮光性能	寸法 (mm)	備考
※ポリエステル	・電動式	・1級	・図示	
・織	・スプリング式	・2級		
・綿	・チェーン式	・3級		

ひだの種類	形式	開閉操作	施工取付箇所	備考
・つまみひだ	・シングル	・電動		
・箱ひだ	・ダブル	・電動		
・片ひだ		・手引き		
・ブレーンひだ				(倍番)

カーテンレール

材質 ※アルミニウム製 ・ステンレス製

形式 ・片引き 引分け (暗幕用は300mm以上の割合での重掛けとする。)

形状 ・C型 ・D型 ※角形

仕上げ ・アルマイト

・天井吊点口

材質	寸法	形式	外枠	内枠	枠の許容差	外枠と内枠のクリアランス
※アルミニウム製	・450×450	・一般形	・縦線タイプ	・縦線タイプ	±0.5mm	片側2.0mm
	・600×600	・室内外用	・目地タイプ	・目地タイプ	以内	以内
		・室内用				
		・遮断型				

材質	寸法	形式	枠の許容差	受枠と重枠のクリアランス
※アルミニウム製	・450×450	・一般形	・室内外用	受枠、重枠とも
・ステンレス製	・600×600	・密閉形	・室内用	±0.5mm以内
・鋼製		・結露防止形		片側2.0mm以内
・鋼製				

一般形 パッキンを装着しないもの、又はがたつき防止用パッキンを装着したものの密閉形 ポルト、ナット等のメカニカル構造にパッキンを装着したもの (品質・性能等 造補による、製造所 評価名簿による)

材質 ビニル製 (形状は図示)

材質 ※アルミニウム製 ・強化ビニル製

見切り縁兼用タイプ

移動フック か所/㎡

安全耐重 ※15kg以上

材質 ・コンクリート製 (厚さ60mm) ・磁器質タイル製

形状 JIS T 9251による

寸法 (mm) ※300×300

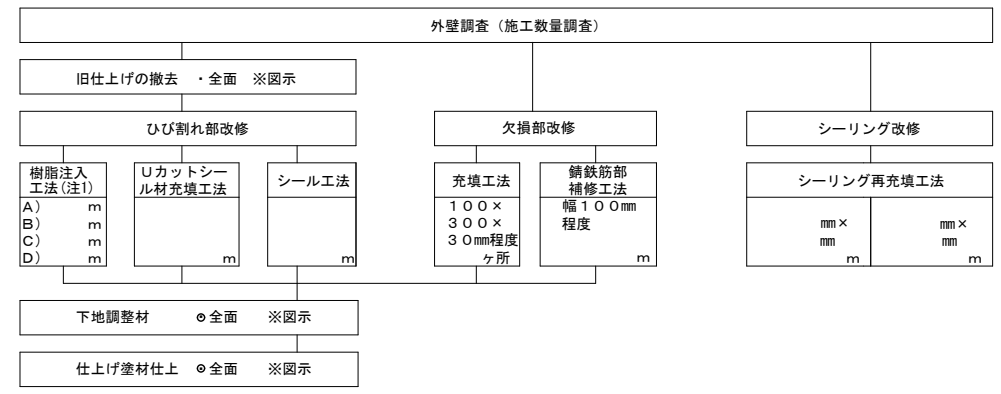
色 黄色

施工業者

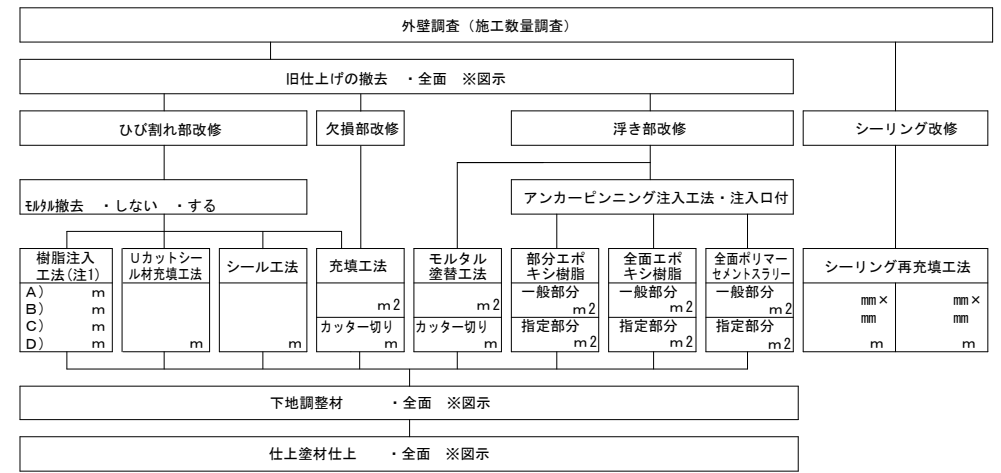
施工技術、品質管理に関して指導を行っている愛媛県振興工業総合監視事業部の組合員又は施工技術に関し当該団体の組合員と同等以上の技術を有すると監督員が承認する施工業者とする。

外壁改修フロー及び数量

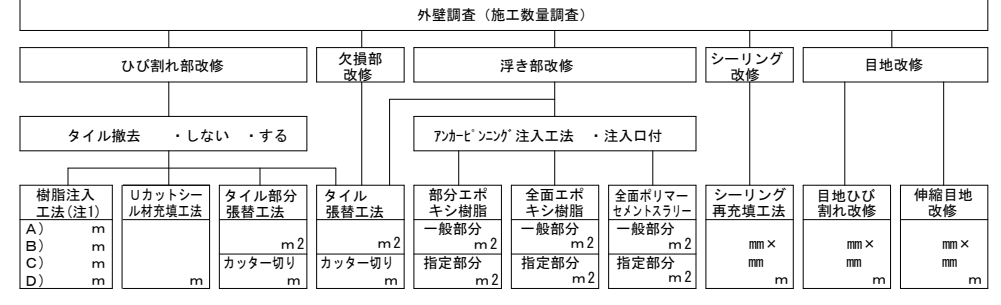
○コンクリート打放し仕上げ外壁の場合



・モルタル塗り仕上げ外壁の場合



・タイル張り仕上げ外壁の場合



(注1) ひび割れ幅 (mm) が、A) 0.2以上1.0未満、B) 0.2以上0.3未満、C) 0.3以上0.5未満、D) 0.5以上1.0未満を示す

石綿解体標準仕様書							
1	共通事項 図面及び本仕様書によるほか、ここに記載されていない事項については国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）」（以下、「解体仕様書」という。）による。						
2	仕様 (1) 項目は番号に○印の付いたものを採用する。 (2) 事項内容欄に記載の()内の表示番号は、解体仕様書の該当項目を示す。						
章	項目	事項内容					
6	①	共通事項 (6.1.1~6.1.3)	<ul style="list-style-type: none"> 一般事項 (6.1.1) 大気汚染防止法及び労働安全衛生法に基づく石綿を含有する、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材（以下「石綿含有建材」という。）の除去工事に適用する。 施工一般 (6.1.2) 大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号、以下「石綿則」という。）その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、施工を行う。 石綿粉じん濃度測定 (6.1.3) 石綿粉じん濃度測定の適用、測定方法、測定時期、測定場所及び測定箇所数は、特記による。 				
		②	除去工事共通事項 (6.2.1~6.2.9)	<ul style="list-style-type: none"> 専門工事業者 (6.2.1) 石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。 石綿作業主任者 (6.2.2) 石綿含有建材の除去に当たり、石綿作業主任者技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任する。 除去作業者 (6.2.3) 石綿含有建材の除去に従事する作業者（以下「除去作業者」という。）は、石綿則に基づく特別の教育を受けた者とする。なお、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者で、肺機能に異常がない者とする。 特別管理産業廃棄物管理責任者 (6.2.4) 石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去工事では、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を配置する。 施工区画への関係者以外の立入禁止 (6.2.5) 作業場、廃棄物保管場所、資器材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所は、関係者以外の立入りを禁止する。 表示および掲示 (6.2.6) (ア) 大気汚染防止法に基づき、事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について」に基づき、「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 (ウ) 石綿則に基づき、石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要、石綿を取り扱う作業場であること、石綿の人体に及ぼす作用、石綿取扱い上の注意事項及び使用するべき保護具について、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示を行う。 (エ) 石綿則に基づき、喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に表示を行う。 石綿を保管する容器等への表示 (6.2.7) 石綿則に基づき、運搬又は保管する場合の容器等に石綿であること及び取扱い上の注意事項を表示する。 保護具等 (6.2.8) (ア) 作業者は、石綿則に基づき、作業内容に応じ、作業に適した呼吸用保護具を使用する。 (イ) 作業者は、半面形の呼吸用保護具を使用する場合は、必要に応じて、保護めがねを併用する。 保護衣及び作業衣 (6.2.9) (ア) 作業者は、石綿則に基づき、保護衣又は作業衣を使用する。 (イ) 保護衣は、JIS T 8115（化学防護服）の浮遊固体粉じん防護用密閉服（タイプ5）同等品以上のものとし、使い捨てとする。 (ウ) 作業衣は、粉じんが付着しにくく、服内部に侵入しにくいものとする。 			
	③	石綿含有吹付け材の除去 (6.3.1~6.3.4)	<ul style="list-style-type: none"> 作業場の隔離等 (6.3.1) 石綿則及び大気汚染防止法に基づき、次により、負圧隔離養生を行う。 (ア) 壁面、床面等にプラスチックシート等（以下「隔離シート」という。）を接着テープ等で隙間なく接合して貼り付ける。 なお、隔離シートの暑さは、壁面は0.08mm以上のものを1重、床面は0.15mm以上のものを2重とし、作業場と他の場所を確実に隔離できるものとする。 (イ) 隔離した作業場への出入りによる石綿粉じんの外部への漏洩を防止するため、作業場、前室、洗身室及び更衣室の連結した3室で構成されるセキュリティゾーン、廃棄物保管場所、資器材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所の区画を行う。 (ウ) 洗身室にはエアシャワー設備を設ける。 (エ) 隔離した作業場及びセキュリティゾーン内は、集じん・排気装置を使用し、石綿粉じんを捕集するとともに負圧を維持する。集じん・排気装置は、石綿粉じんの大気への飛散を防止するための、HEPAフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタ付きの設備とする。 (オ) 集じん・排気装置は、使用する場所において、使用前に点検し、漏れがないことを確認する。 (カ) 作業開始や集じん・排気装置の設置場所を変更した場合は、粉じんを迅速に測定できる機器により、集じん・排気装置の排気口からの漏洩の有無を確認し、異常が認められたときは、直ちに作業を中止し必要な措置を講ずる。 (キ) その日の作業を開始する前及び作業を中断したときは、作業場及びセキュリティゾーン内が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずる。 (ク) 隔離した作業場の内部で除去作業する場合は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用する。 				
4	石綿含有保温材等の除去 (6.4.1~6.4.4)	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等 (6.3.3) (ア) 除去した石綿含有吹付け材等の保管は、次の(イ)によるほか、5.2.1[特別管理産業廃棄物の保管]による。また、運搬及び処分は、次の(ウ)及び(エ)によるほか、5.3.1[特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託]による。なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、固化又は安定化の方法、廃石綿等が含まれること等を記載する。 (イ) 石綿含有吹付け材等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シートで覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、廃石綿等の保管場所であることの表示を行う。なお、周辺的生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに廃棄物処理法の「特別管理産業廃棄物保管基準」に基づき、保管する。 (ウ) 石綿含有吹付け材等の運搬車及び運搬容器は、石綿含有吹付け材等が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いを掛けるなど飛散防止措置を講ずる。 (エ) 石綿含有吹付け材等の処分は、次の(ア)又は(イ)により、処分方法は特記による。 (a) 埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 (b) 中間処理の場合は、都道府県知事等から設置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。 確認及び後片付け (6.3.4) (ア) 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 (イ) (ア)の確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。 (ウ) 隔離シートの撤去に先立ち、高性能真空掃除機で養生面、床等の清掃を行う。 (エ) 隔離シートに付着した石綿等の粉じんの飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散防止処理剤を散布する。必要に応じて、粉じん飛散抑制剤を空气中に散布して、石綿を沈降させる。 (オ) 隔離シートの撤去は、集じん・排気装置で十分に吸引・ろ過し、原則として、隔離空間内部の空气中の総繊維数濃度を測定して、石綿等の粉じんが処理されたことを確認した後に行う。 なお、床面の隔離シートの撤去は、(カ)の後、最後に行う。 (カ) 隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物は6.3.2(2)により、飛散防止措置を講ずる。 (キ) 隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物の保管、運搬及び処分は6.3.3による。 (ク) 後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。 					
		石綿含有保温材等の除去 (6.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有保温材等の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、次により、除去方法は特記による。 (ア) 破壊して除去する場合は、3節による。 (イ) 原形のまま、手ばらしの場合は、6.4.2から6.4.5までによる。 なお、石綿含有保温材等が欠け、破損等した場合には、直ちにそれらをプラスチック袋に梱包し、高性能真空掃除機により清掃する。 (ウ) 作業場の区画は、石綿含有保温材等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負圧不要）を行う。 				
	④	石綿含有吹付け材等の除去 (6.4.1~6.4.4)	<ul style="list-style-type: none"> 工法 (6.4.2) (ア) 石綿含有保温材等の除去は、6.3.2(1)により、原形のまま、手ばらしで行う。 (イ) 除去後の処理は、6.3.4(イ)による。 (ウ) 除去した石綿含有保温材等の廃棄物は、6.3.2(2)により、飛散防止措置を講ずる。 除去した石綿含有保温材等の保管、運搬及び処分 (6.4.3) 除去した石綿含有保温材等の保管、運搬及び処分は、6.3.3による。 確認及び後片付け (6.4.4) (ア) 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 (イ) (ア)の確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。 (ウ) 養生シート等の撤去に当たっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散処理剤等を散布する。 				
5	石綿含有成形板等の除去 (6.5.1~6.5.4)	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等 (6.3.3) (ア) 除去した石綿含有吹付け材等の保管は、次の(イ)によるほか、5.2.1[特別管理産業廃棄物の保管]による。また、運搬及び処分は、次の(ウ)及び(エ)によるほか、5.3.1[特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託]による。なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、固化又は安定化の方法、廃石綿等が含まれること等を記載する。 (イ) 石綿含有吹付け材等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シートで覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿含有保温材等の保管場所であることの表示を行う。 なお、周辺的生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき保管する。 工法 (6.5.2) (ア) 石綿含有成形板の除去は、原形のまま、手ばらしで行う。 なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督職員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。ただし、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等を用いて作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。 (イ) 除去した石綿含有成形板等の集積及び積込みに当たり、高所より投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努める。 (ウ) 石綿含有成形板等は、湿潤化のうえ、原形のまま、丈夫なプラスチック袋等に入れるなど、飛散防止措置を講ずる。 					
		石綿含有成形板等の除去 (6.5.1)	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有成形板等の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、原形のまま、手ばらしで行う。 なお、石綿含有成形板等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて作業場所の周辺を養生を行う場合は、特記による。 				
	⑤	石綿含有吹付け材等の除去 (6.5.1~6.5.4)	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等 (6.3.3) (ア) 除去した石綿含有吹付け材等の保管は、次の(イ)によるほか、5.2.1[特別管理産業廃棄物の保管]による。また、運搬及び処分は、次の(ウ)及び(エ)によるほか、5.3.1[特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託]による。なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、固化又は安定化の方法、廃石綿等が含まれること等を記載する。 (イ) 石綿含有吹付け材等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シートで覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿含有保温材等の保管場所であることの表示を行う。 なお、周辺的生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき保管する。 工法 (6.5.2) (ア) 石綿含有成形板の除去は、原形のまま、手ばらしで行う。 なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督職員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。ただし、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等を用いて作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。 (イ) 除去した石綿含有成形板等の集積及び積込みに当たり、高所より投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努める。 (ウ) 石綿含有成形板等は、湿潤化のうえ、原形のまま、丈夫なプラスチック袋等に入れるなど、飛散防止措置を講ずる。 				
6	石綿含有仕上塗材の除去 (6.6.1~6.6.5)	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等 (6.3.3) (ア) 除去した石綿含有吹付け材等の保管は、次の(イ)によるほか、5.2.1[特別管理産業廃棄物の保管]による。また、運搬及び処分は、次の(ウ)及び(エ)によるほか、5.3.1[特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託]による。なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、固化又は安定化の方法、廃石綿等が含まれること等を記載する。 (イ) 石綿含有吹付け材等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シートで覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿含有保温材等の保管場所であることの表示を行う。 なお、周辺的生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき保管する。 確認及び後片付け (6.5.4) 確認及び後片付けは、次による。 (ア) 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 (イ) 養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。 石綿含有仕上塗材の除去 (6.6.1) 石綿含有仕上塗材の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき除去することとし、除去工法は特記による。なお、設計図書に定められた工法による除去が困難な場合は、監督職員と協議する。 作業場の区画 (6.6.2) 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。 工法 (6.6.3) 工法は、次による。 (ア) 石綿含有仕上塗材の除去は、高圧水洗工法や剥離剤を用いる工法等により、湿潤化した状態で行う。 (イ) 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、除去する石綿含有仕上塗材を常時湿潤化した状態で作業を行う。 なお、湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具を使用するなど、粉じんの飛散を防止する。 (ウ) 除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により、二重で梱包する。 					
		石綿含有仕上塗材の除去 (6.6.1)	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有仕上塗材の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき除去することとし、除去工法は特記による。なお、設計図書に定められた工法による除去が困難な場合は、監督職員と協議する。 				
	⑥	石綿含有吹付け材等の除去 (6.6.1~6.6.5)	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等 (6.3.3) (ア) 除去した石綿含有吹付け材等の保管は、次の(イ)によるほか、5.2.1[特別管理産業廃棄物の保管]による。また、運搬及び処分は、次の(ウ)及び(エ)によるほか、5.3.1[特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託]による。なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、固化又は安定化の方法、廃石綿等が含まれること等を記載する。 (イ) 石綿含有吹付け材等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シートで覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿含有保温材等の保管場所であることの表示を行う。 なお、周辺的生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき保管する。 確認及び後片付け (6.5.4) 確認及び後片付けは、次による。 (ア) 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 (イ) 養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。 石綿含有仕上塗材の除去 (6.6.1) 石綿含有仕上塗材の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき除去することとし、除去工法は特記による。なお、設計図書に定められた工法による除去が困難な場合は、監督職員と協議する。 作業場の区画 (6.6.2) 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。 工法 (6.6.3) 工法は、次による。 (ア) 石綿含有仕上塗材の除去は、高圧水洗工法や剥離剤を用いる工法等により、湿潤化した状態で行う。 (イ) 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、除去する石綿含有仕上塗材を常時湿潤化した状態で作業を行う。 なお、湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具を使用するなど、粉じんの飛散を防止する。 (ウ) 除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により、二重で梱包する。 				
7	石綿含有吹付け材等の除去 (6.7.1~6.7.4)	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等 (6.3.3) (ア) 除去した石綿含有吹付け材等の保管は、次の(イ)によるほか、5.2.1[特別管理産業廃棄物の保管]による。また、運搬及び処分は、次の(ウ)及び(エ)によるほか、5.3.1[特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託]による。なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、固化又は安定化の方法、廃石綿等が含まれること等を記載する。 (イ) 石綿含有吹付け材等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シートで覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿含有保温材等の保管場所であることの表示を行う。 なお、周辺的生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき保管する。 確認及び後片付け (6.5.4) 確認及び後片付けは、次による。 (ア) 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 (イ) 養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。 石綿含有仕上塗材の除去 (6.6.1) 石綿含有仕上塗材の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき除去することとし、除去工法は特記による。なお、設計図書に定められた工法による除去が困難な場合は、監督職員と協議する。 作業場の区画 (6.6.2) 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。 工法 (6.6.3) 工法は、次による。 (ア) 石綿含有仕上塗材の除去は、高圧水洗工法や剥離剤を用いる工法等により、湿潤化した状態で行う。 (イ) 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、除去する石綿含有仕上塗材を常時湿潤化した状態で作業を行う。 なお、湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具を使用するなど、粉じんの飛散を防止する。 (ウ) 除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により、二重で梱包する。 					
		石綿含有吹付け材等の除去 (6.7.1)	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等 (6.3.3) (ア) 除去した石綿含有吹付け材等の保管は、次の(イ)によるほか、5.2.1[特別管理産業廃棄物の保管]による。また、運搬及び処分は、次の(ウ)及び(エ)によるほか、5.3.1[特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託]による。なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、固化又は安定化の方法、廃石綿等が含まれること等を記載する。 (イ) 石綿含有吹付け材等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シートで覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿含有保温材等の保管場所であることの表示を行う。 なお、周辺的生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき保管する。 				
	⑦	石綿含有吹付け材等の除去 (6.7.1~6.7.4)	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等 (6.3.3) (ア) 除去した石綿含有吹付け材等の保管は、次の(イ)によるほか、5.2.1[特別管理産業廃棄物の保管]による。また、運搬及び処分は、次の(ウ)及び(エ)によるほか、5.3.1[特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託]による。なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、固化又は安定化の方法、廃石綿等が含まれること等を記載する。 (イ) 石綿含有吹付け材等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シートで覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿含有保温材等の保管場所であることの表示を行う。 なお、周辺的生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき保管する。 確認及び後片付け (6.5.4) 確認及び後片付けは、次による。 (ア) 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 (イ) 養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。 石綿含有仕上塗材の除去 (6.6.1) 石綿含有仕上塗材の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき除去することとし、除去工法は特記による。なお、設計図書に定められた工法による除去が困難な場合は、監督職員と協議する。 作業場の区画 (6.6.2) 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。 工法 (6.6.3) 工法は、次による。 (ア) 石綿含有仕上塗材の除去は、高圧水洗工法や剥離剤を用いる工法等により、湿潤化した状態で行う。 (イ) 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、除去する石綿含有仕上塗材を常時湿潤化した状態で作業を行う。 なお、湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具を使用するなど、粉じんの飛散を防止する。 (ウ) 除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により、二重で梱包する。 				

1]	株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所 愛媛県知事登録第1889号 一級建築士登録第211657号 〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町浜956-2 TEL (089)984-9660 FAX (089)984-0682	Date	2023 (R5) . 10	Scale	S=1/1	Title	愛媛県立伊予高等学校普通教棟屋上防水及び外壁改修工事	No. A_04
2]		Checked		Drawn		Kind	石綿解体標準仕様書 (1)	
3]								

【参考】石綿飛散及びばく露防止対策の概要

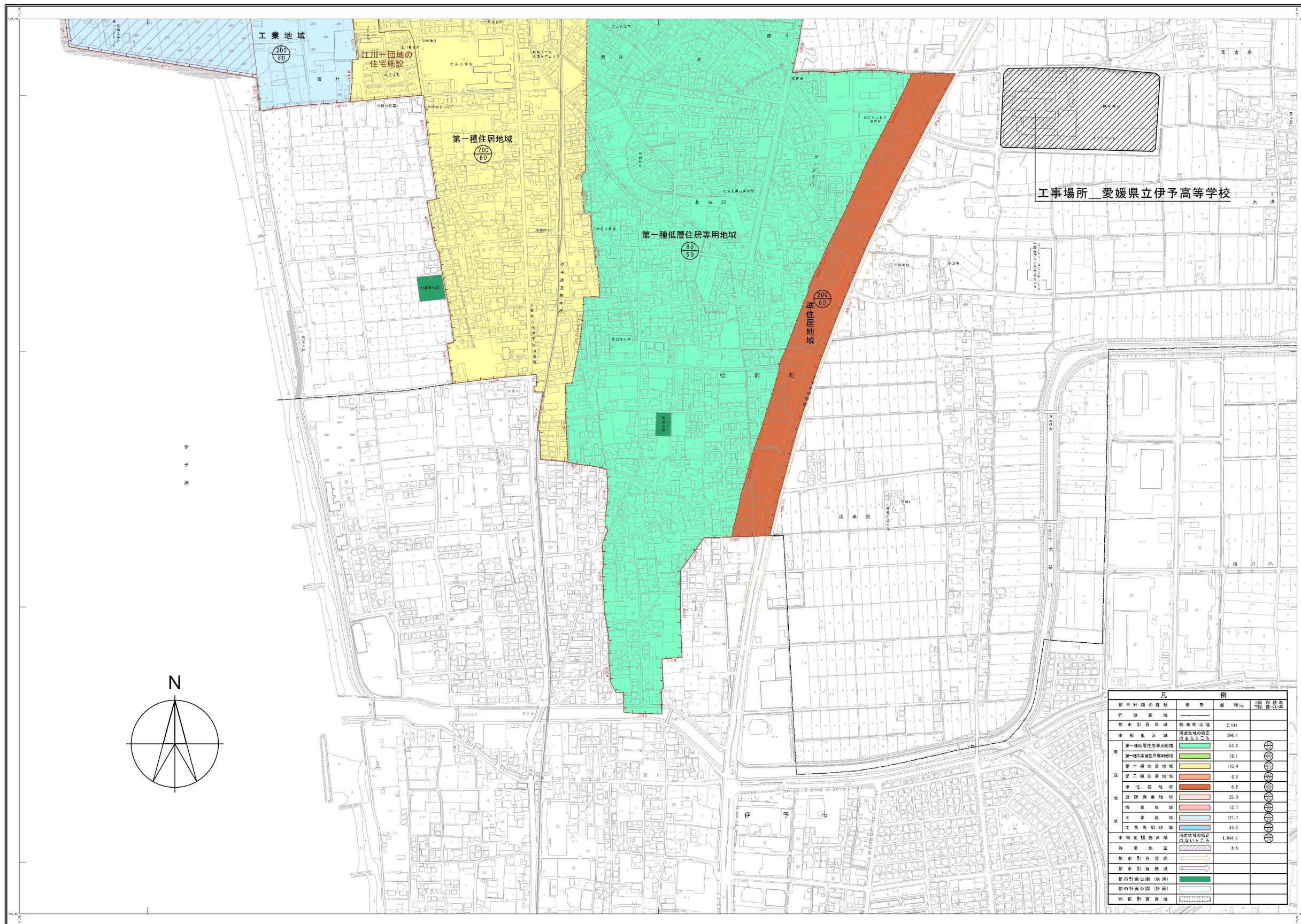
・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）
 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課・環境省 水・大気環境局 大気環境課 参照

石綿含有建材除去等の工法	切断等による除去				切断等によらない除去			封じ込め、囲い込み		除去				除去				石綿含有建材除去等の工法	
	石綿含有吹付け材【レベル1】		石綿含有保温材等【レベル2】		石綿含有保温材等【レベル2】			石綿含有吹付け材【レベル1】 石綿含有保温材等【レベル2】		石綿含有成形板等【レベル3】				石綿含有仕上塗材【レベル3相当】					
	飛散防止方法	作業場を負圧隔離養生等	特殊工法【※1】	作業場を負圧隔離養生等	特殊工法【※1】	屋根用折半裏断熱材	断熱材を折半につけたまま除去	湿潤化して原形のまま取り外し	非石綿部での切断除去	切断等あり	切断等なし	切断等あり	切断等なし	切断等あり	切断等なし	切断等あり（電動工具使用）《隔離養生等》			切断等あり（電動工具なし）《湿潤化》
（例）ディスクグラインダー工法																（例）集塵装置付きディスクグラインダー工法	（例）高圧水洗工法	（例）剥離剤併用手工具ケレン工法	
事前調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事前調査結果の報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事前調査結果の備付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業計画の作成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法令等に基づく届出	○	○	○	○	○	○	○	安衛法・石綿則は必要	○	○	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）
事前調査結果の掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業実施の掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
喫煙・飲食禁止掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業主任者の専任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別教育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護具着用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
関係者以外の作業場への立入禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
隔離	負圧隔離養生	グローブバック	負圧隔離養生	グローブバック	隔離養生（負圧不要）	隔離養生（負圧不要）		負圧隔離養生	隔離養生（負圧不要）				隔離養生（負圧不要）	隔離養生（負圧不要）	同等の要件を満たす場合不要				隔離
セキュリティゾーンの設置	○							○											セキュリティゾーンの設置
負圧の確保、集じん排気装置の設置	○	高性能真空掃除機	○	高性能真空掃除機				○											負圧の確保、集じん排気装置の設置
機器による漏えいの確認	○	必要に応じて	○	必要に応じて				○											機器による漏えいの確認
負圧の確認	○		○					○											負圧の確認
湿潤化	○（常時）	○（常時）	○（常時）	○（常時）	○（常時）	○（常時）		○（常時）	○（常時）	○（常時）	（実施が望ましい）	○（常時）	（実施が望ましい）	○（常時）	同等の要件を満たす場合不要	○（常時）	○（常時）		湿潤化
清掃	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
取り残し等の確認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
粉じん飛散防止処理	○	○	○	○	○	○		○	○										粉じん飛散防止処理
隔離解除のための粉じん飛散状況の確認	○		○					○											隔離解除のための粉じん飛散状況の確認
各種記録・保管	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（飛沫防止等の養生）																			（※3）
（床防水養生）																			（※3）
（汚染水処理）																			（※3）

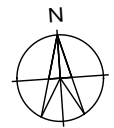
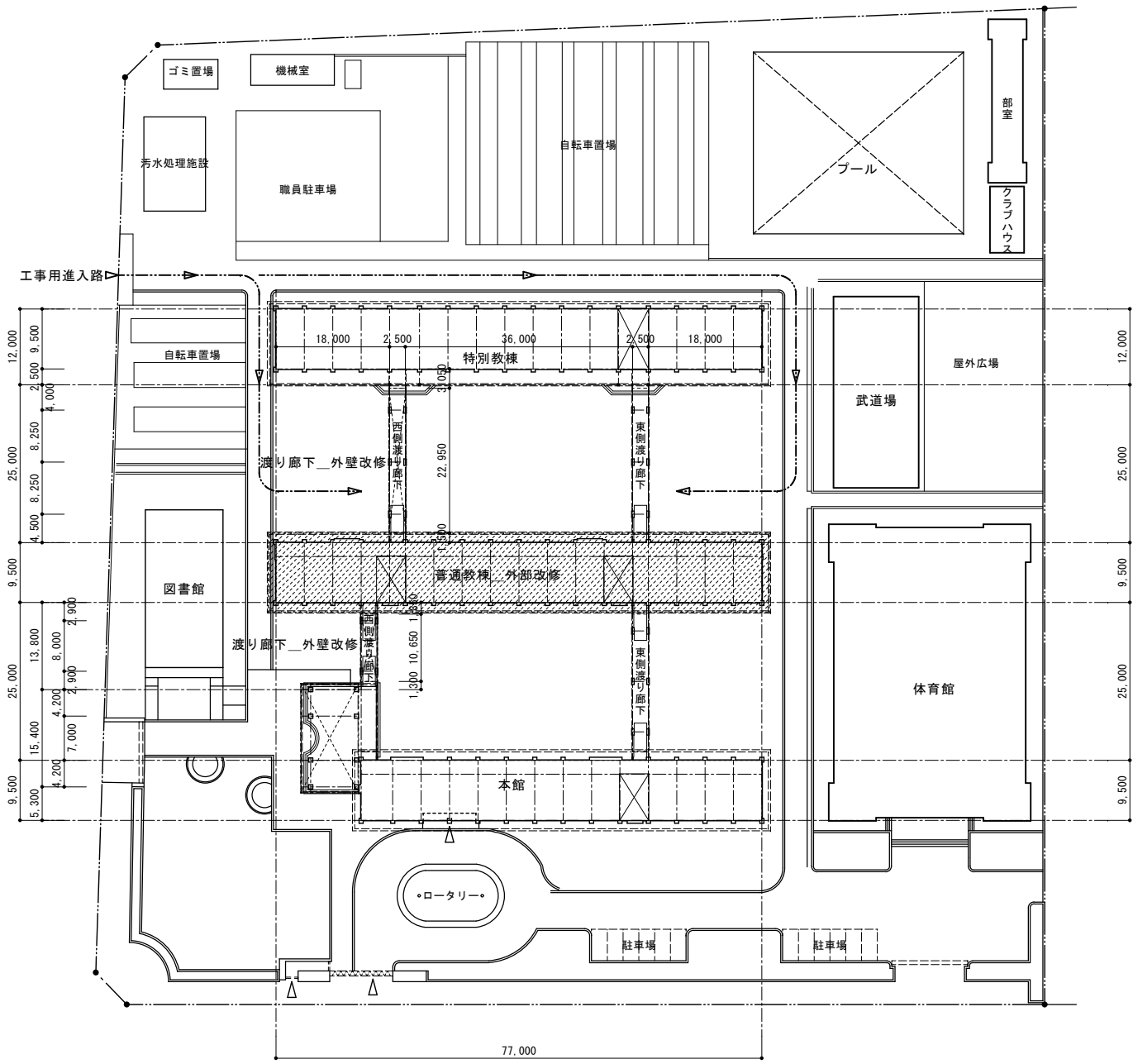
【凡例】上記の○印は、法令上求められる措置を示す。

- （※1）局所的に使用するグローブバック工法
- （※2）負圧不要
- （※3）適切な石綿飛散防止対策の徹底を図るために必要な措置

注 意 事 項	備 考
1 「負圧不要」とされているものについても、劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。 2 劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが困難な場合は、切断等による工法で除去を行う。 3 内装仕上げに用いられる石綿含有ひる石吹付け材及び石綿含有パーライト吹付け材については、大気汚染防止法における「吹付け石綿」及び石綿則における「吹き付けられた石綿」に分類されることから、石綿含有仕上塗材に含まれない。	1 「同等の要件を満たす場合」とは、少なくとも、以下に掲げる全ての事項を満足すること。 ・集じん機能を備えたカバー付きの工具であること。 ・集じん装置はHEPAフィルタを有し、集じんだ石綿等が作業空間その他外部環境に漏出ししないこと。 ・当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中の作業場所の総繊維濃度が0.15本/cm ³ （作業環境の石綿管理濃度）を下回ることが示されていること。 2 石綿含有ケイカル板（第1種）を切断等する際の隔離養生については、特記による。特記がない場合は、次による。 屋内で隔離養生（負圧不要）を行う場合は、天井裏や壁に隙間がないことを確認の上、隙間が認められる場合はあらかじめプラスチックシート等で養生する。また、開口部や吹出口等については目張りし、出入口はプラスチックシート等を垂らして飛散を防止する。床面についても、プラスチックシート等で養生する。（壁面についても、プラスチックシート等で養生することが望ましい。）



凡	例
都市計画区域	市街地
市街地	市街地
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	準住居地域
遊樂用地	遊樂用地
商業地域	商業地域
工業地域	工業地域
工業専用地域	工業専用地域
市街化調整区域	市街化調整区域
持連地	持連地
都市計画道路	都市計画道路
都市計画線	都市計画線
都市計画公園(樹林)	都市計画公園(樹林)
都市計画公園(計画)	都市計画公園(計画)
都市計画区域	都市計画区域

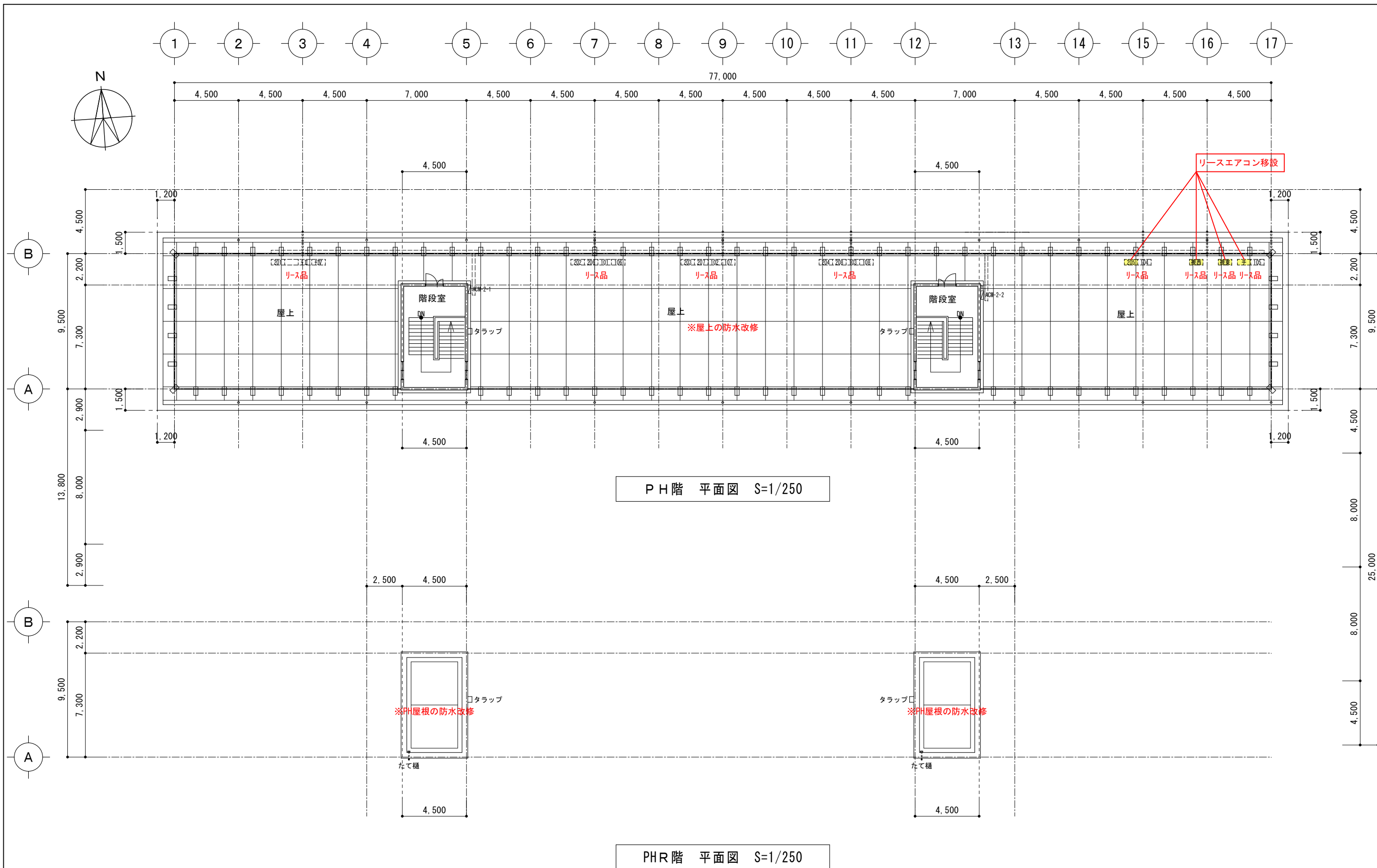


全体敷地配置図 S=1/700

1]	株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所 〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町浜956-2 TEL (089) 984-9660 FAX (089) 984-0682	愛媛県知事登録第1889号 一級建築士登録第211657号 松川一世	Date	2023 (R5) . 10	Scale	S=1/700	Title	愛媛県立伊予高等学校普通教棟屋上防水及び外壁改修工事	No. A_07
			Checked		Drawn		Kind	全体配置図	
			2]	3]					

外部改修_普通教棟【改修前】撤去工事		外部改修_普通教棟【改修後】改修工事	
防水改修		<ul style="list-style-type: none"> ・PH屋根の防水を全面改修する ・屋上の防水を全面改修する 	
平場	軽量コンクリート t=60直押さえ 伸縮目地 (25 x 60) @2000内外 ポリエチレンフィルム t=0.15/アスファルト防水 (A-2)	平場	塩ビシート防水 (絶縁工法) S-M2工法【新設】 既存伸縮目地撤去シール埋め/水洗い洗浄 屋上: 改修用ルーフトレン75φタテ型【新設】 PH屋根: 改修用ルーフトレン75φヨコ型【新設】
立上	防水モルタル塗り金こて押さえ 押さえレンガ積/アスファルト防水 (A-2)/均しモルタル塗り金こて押さえ	立上	立上り: 塩ビシート防水 (密着工法) S-F2工法【新設】 下地調整塗材 (C-1)/水洗い洗浄
笠木	防水モルタル塗り金こて押さえ	笠木	笠木: ウレタン塗膜防水 (X-2)【新設】 下地調整 (C-1)/水洗い洗浄
屋上手摺	手摺基礎コンクリート (600 x 300) ステンレス製手摺【現況のまま】	屋上手摺	手摺基礎コンクリート (600 x 300 x H200): ウレタン塗膜防水 (X-2)【新設】 下地調整塗材 (C-1)/水洗い洗浄
備考	空調室外機 配管ラック	備考	空調室外機 (リース品)【仮移設、再設置】_機械設備 配管ラック (リース品)【仮移設、再設置】_電気設備
外壁改修		<ul style="list-style-type: none"> ・外壁のひび割れ等を補修し、吹付仕上を全面改修する ・たて樋を更新する 	
※吹付仕上の下地調整材にクリタイル含有			
外壁	コンクリート打ち放し補修アクリルリシン吹付	外壁 (根廻り)	外壁 (笠木共): 複層塗材 (RE) ゆず肌状ローラー塗り【新設】 下地調整塗材 (C-1)/水洗い洗浄
柱型	コンクリート打ち放し補修吹付タイル	柱型 (根廻り)	柱型: 複層塗材 (RE) ゆず肌状ローラー塗り【新設】 下地調整塗材 (C-1)/水洗い洗浄
軒	見付: コンクリート打ち放し補修アクリルリシン吹付 軒裏: コンクリート打ち放し補修アクリルリシン吹付	軒	見付: 複層塗材 (RE) ゆず肌状ローラー塗り【新設】 下地調整塗材 (C-1)/水洗い洗浄 軒裏: 複層塗材 (RE) ゆず肌状ローラー塗り【新設】 下地調整塗材 (C-1)/水洗い洗浄
庇	上端・見付: 防水モルタル塗り金こて仕上 庇裏: コンクリート打ち放し補修アクリルリシン吹付	庇	上端・見付: ウレタン塗膜防水 (X-2)【新設】 下地調整塗材 (C-1)/水洗い洗浄 庇裏: 複層塗材 (RE) ゆず肌状ローラー塗り【新設】 下地調整塗材 (C-1)/水洗い洗浄
バルコニー	手摺壁: コンクリート打ち放し補修アクリルリシン吹付 笠木: 防水モルタル塗り金こて押さえ 床裏: コンクリート打ち放し補修アクリルリシン吹付	バルコニー	手摺壁 (笠木共): 複層塗材 (RE) ゆず肌状ローラー塗り【新設】 下地調整塗材 (C-1)/水洗い洗浄 床裏: 複層塗材 (RE) ゆず肌状ローラー塗り【新設】 下地調整塗材 (C-1)/水洗い洗浄
たて樋	硬質塩ビ管75φ (掴み金物共)【撤去】	たて樋	カラー硬質塩ビ管75φ (SUS掴み金物共)【取替】
備考	-	備考	屋上電気盤 (W600 x H1030 x D165) 2個所 SOP塗替え

外部改修_西側渡り廊下 (本館側EXPJ~普通教棟~特別教棟側EXPJ)【改修前】撤去工事		外部改修_西側渡り廊下 (本館側EXPJ~普通教棟~特別教棟側EXPJ)【改修後】改修工事	
外壁改修		<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ等を補修し、吹付仕上を全面改修する ・たて樋を全面更新する 	
※吹付仕上の下地調整材にクリタイル含有			
外壁 内壁	壁: コンクリート打ち放し補修吹付タイル 手摺壁笠木: 防水モルタル塗り金こて仕上	外壁 内壁	壁 (笠木共): 複層塗材 (RE) ゆず肌状ローラー塗り/下地調整塗材 (C-1)/水洗い洗浄
たて樋	硬質塩ビ管75φ (掴み金物共)【撤去】	たて樋	カラー硬質塩ビ管75φ (SUS掴み金物共)【取替】
備考	-	備考	-

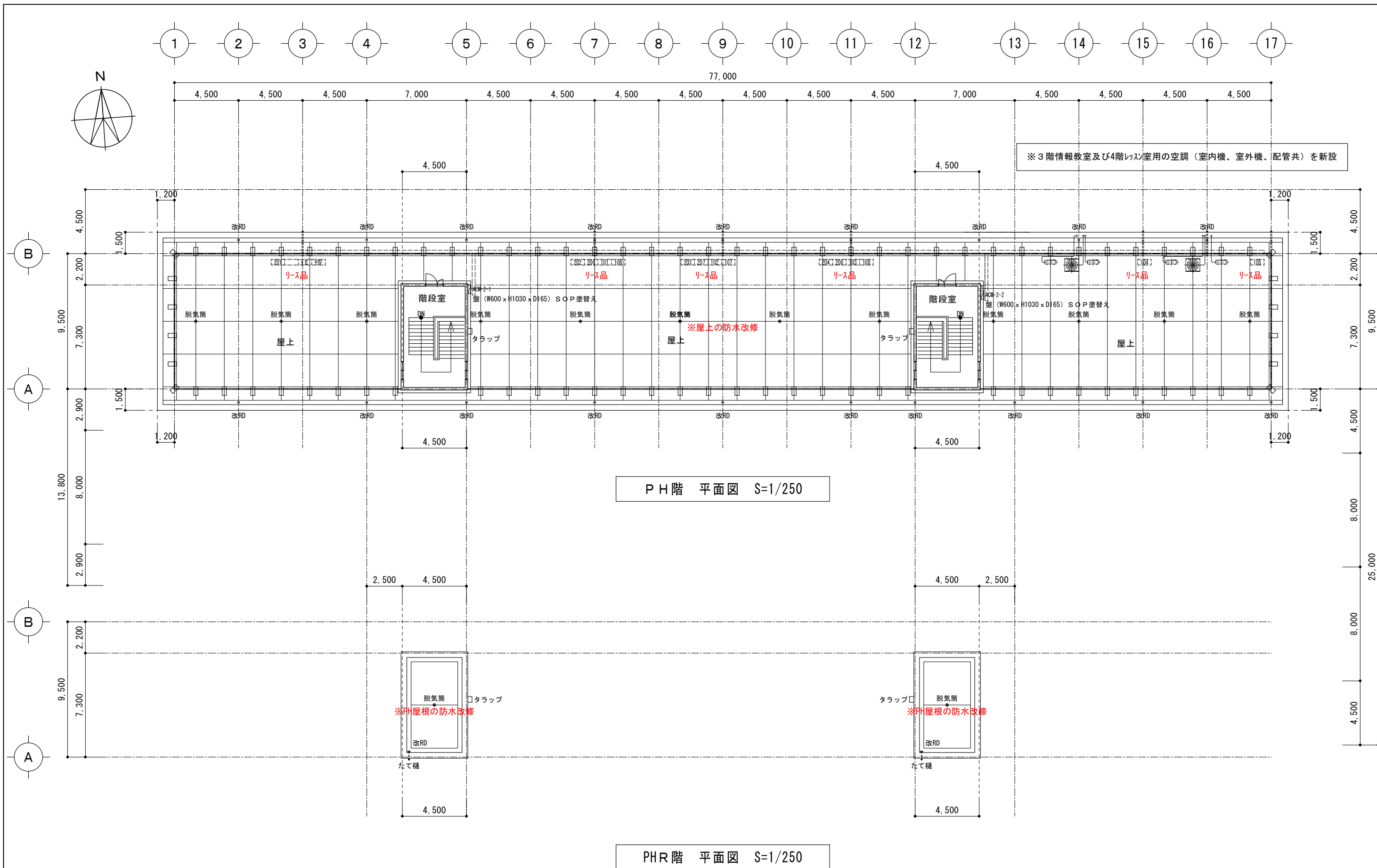


PH階 平面図 S=1/250

PHR階 平面図 S=1/250

【改修前】PH階

1]	株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所 〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町浜956-2 TEL (089) 984-9660 FAX (089) 984-0682	Date	2023 (R5)・10	Scale	S=1/250	Title	愛媛県立伊予高等学校普通教棟屋上防水及び外壁改修工事	No. A_09
2]		愛媛県知事登録第1889号 一級建築士登録第211657号	Checked		Drawn	Kind	【改修前】(普通教棟)PH階平面図	
3]		松川一世						

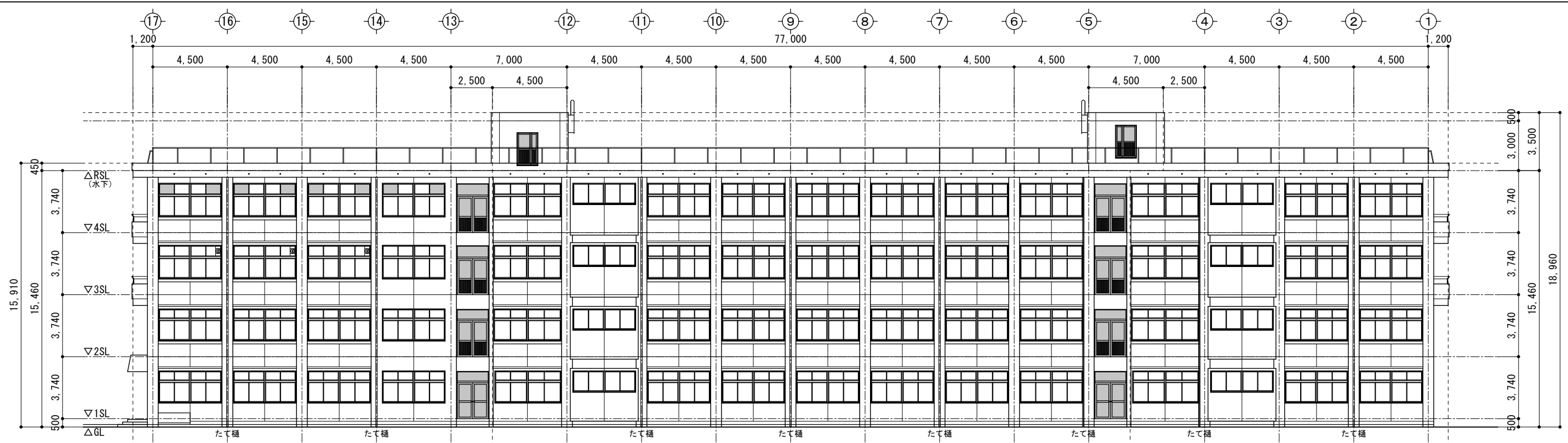


PH階 平面図 S=1/250

PHR階 平面図 S=1/250

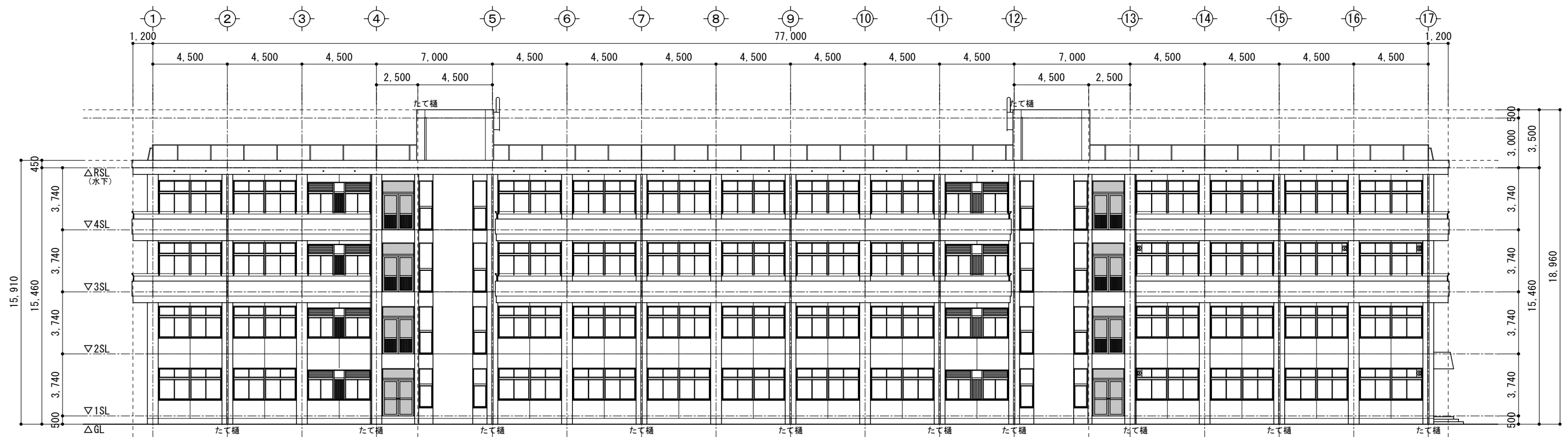
【改修後】PH階

1]	株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所 愛媛県知事登録第1889号 一級建築士登録第211657号 〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町浜956-2 松川一世 TEL (089) 984-9660 FAX (089) 984-0682	Date	2023 (R5)・10	Scale	S=1/250	Title	愛媛県立伊予高等学校普通教棟屋上防水及び外壁改修工事	No. A_10
2]		Checked		Drawn		Kind	【改修後】(普通教棟)PH階平面図	
3]								



【普通教棟】

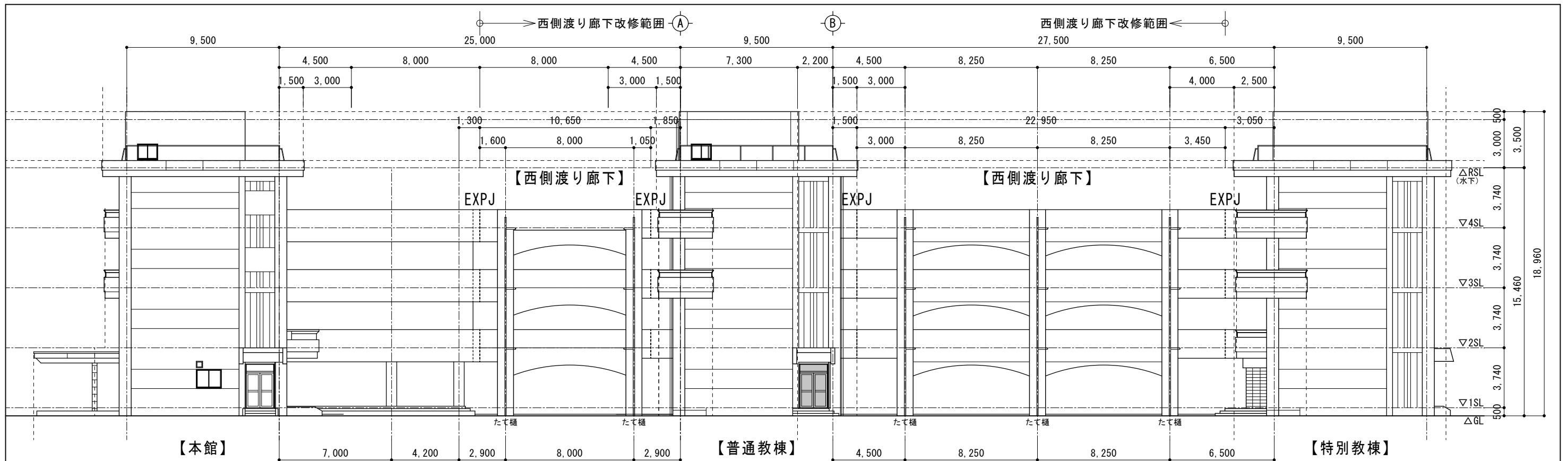
北 立面図 S=1/250



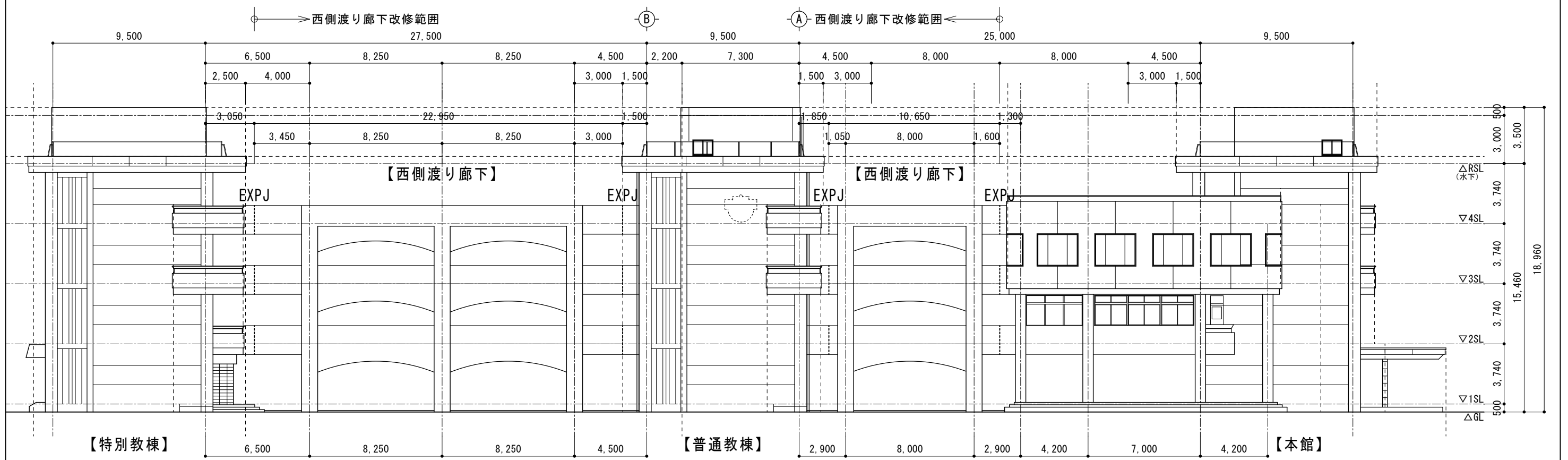
【普通教棟】

南 立面図 S=1/250

1]	株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所 愛媛県知事登録第1889号 〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町浜956-2 一級建築士登録第211657号 TEL (089)984-9660 FAX (089)984-0682 松川一世	Date	2023 (R5) . 10	Scale	S=1/250	Title	愛媛県立伊予高等学校普通教棟屋上防水及び外壁改修工事	No. A_11
2]		Checked		Drawn		Kind	【改修前後】立面図1 (北・南)	
3]								

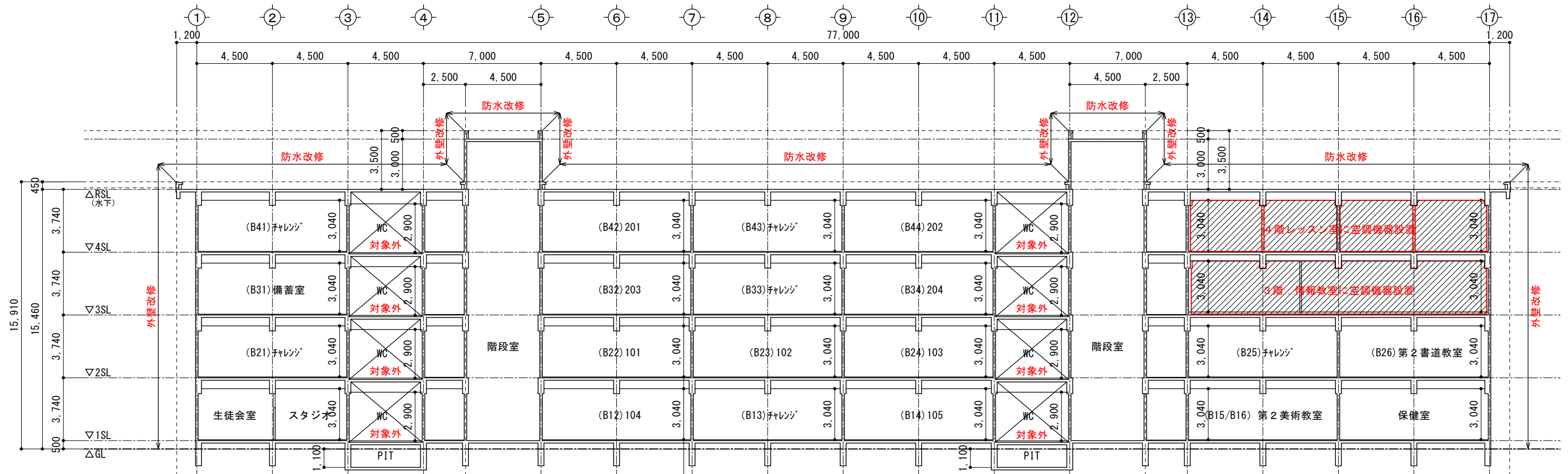


東 立面図 S=1/250

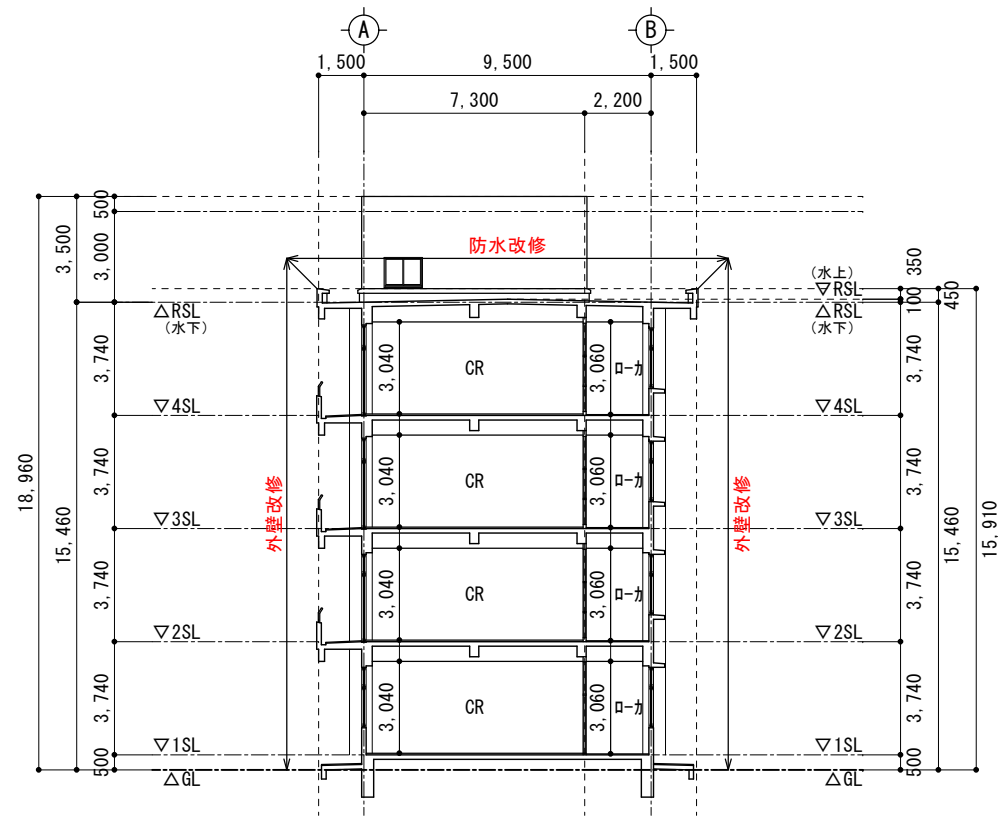


西 立面図 S=1/250

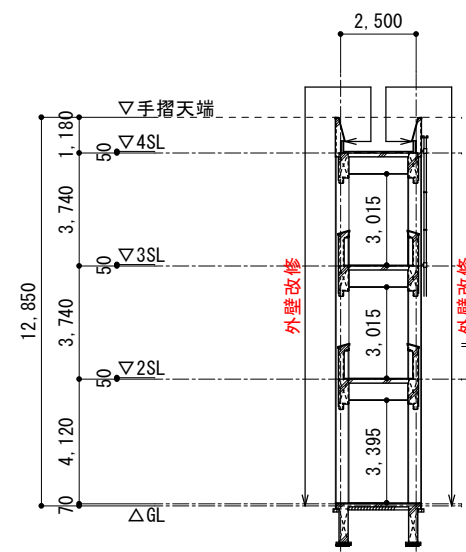
1] 2] 3]	株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所 愛媛県知事登録第1889号 一級建築士登録第211657号 松川一世	Date 2023 (R5) . 10	Scale S=1/250	Title 愛媛県立伊予高等学校普通教棟屋上防水及び外壁改修工事	No. A_12
	〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町浜956-2 TEL (089)984-9660 FAX (089)984-0682	Checked	Drawn	Kind 【改修前後】立面図2 (東・西)	



断面図 S=1/250



断面図 S=1/250

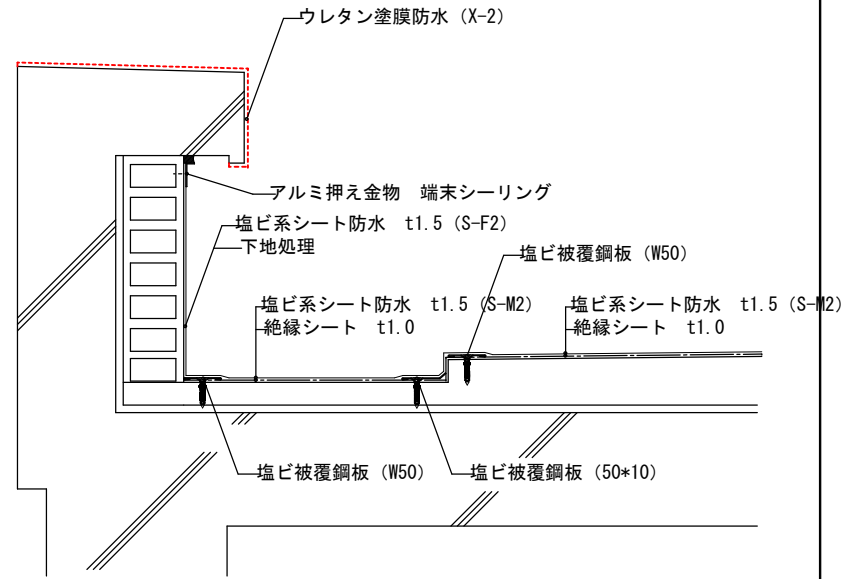


渡り廊下 断面図 S=1/250

1]	株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所 愛媛県知事登録第1889号 一級建築士登録第211657号 〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町浜956-2 TEL (089)984-9660 FAX (089)984-0682 松川一世	Date	2023 (R5) . 10	Scale	S=1/250	Title	愛媛県立伊予高等学校普通教棟屋上防水及び外壁改修工事	No. A_13
2]		Checked		Drawn		Kind	【改修前後】断面図	
3]								

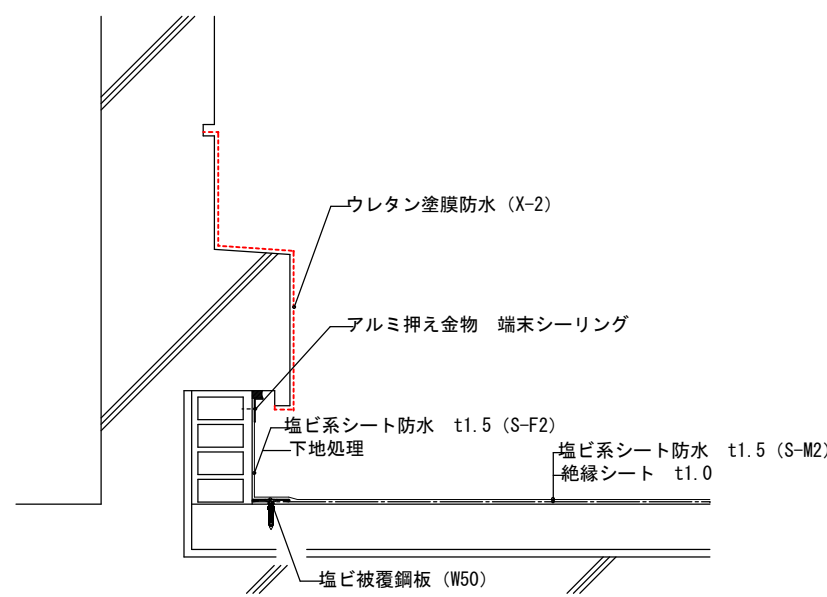
屋上 パラペット

平場：S-M2（塩ビ系シート防水 機械的固定工法）
立上り：S-F2（塩ビ系シート防水 接着工法）
笠木：X2（ウレタン塗膜防水）

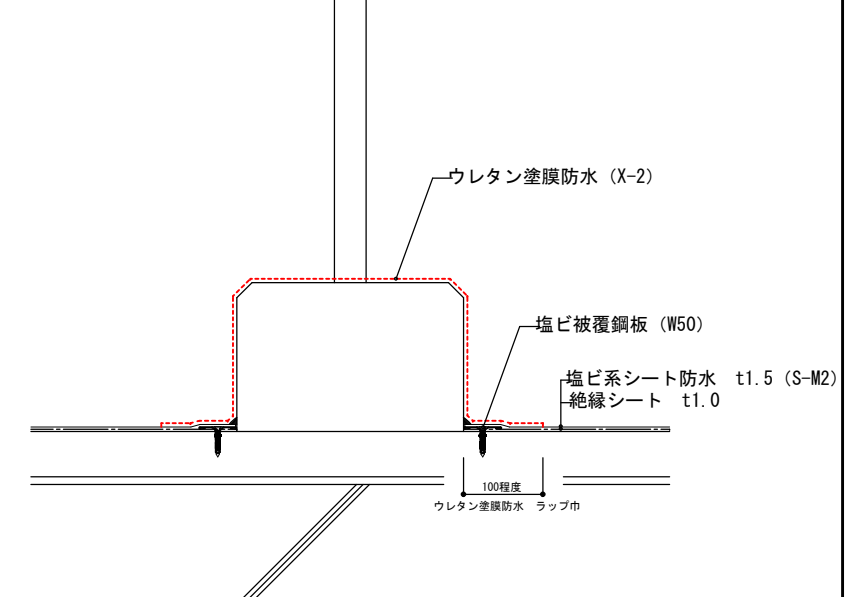


屋上 PH廻り

平場：S-M2（塩ビ系シート防水 機械的固定工法）
立上り：S-F2（塩ビ系シート防水 接着工法）
アゴ部以上：X2（ウレタン塗膜防水）

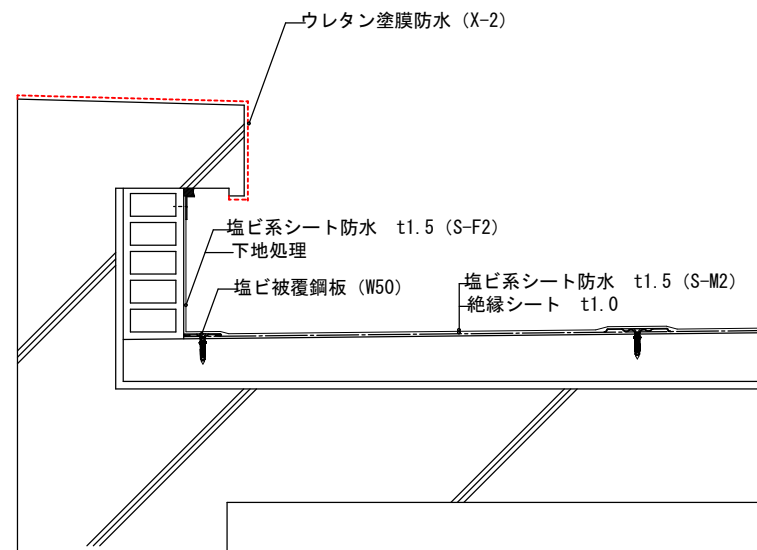


フェンス基礎架台

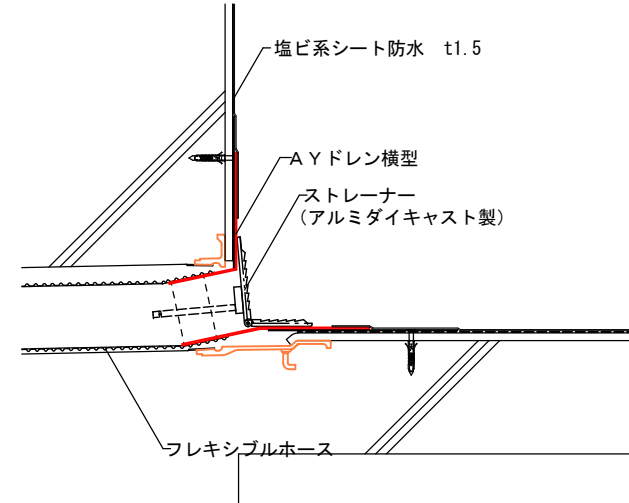


PH パラペット

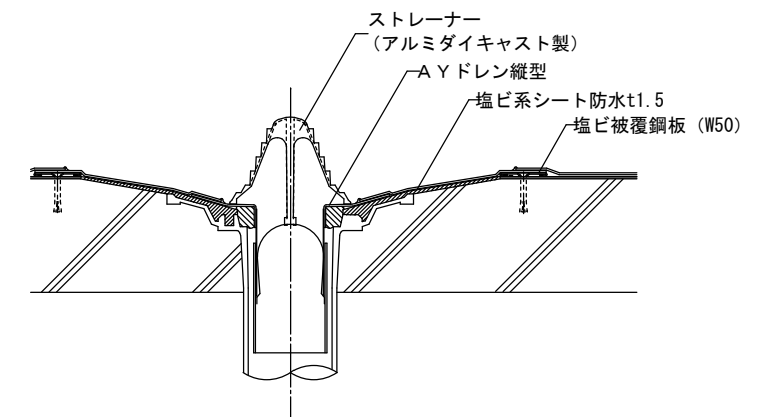
平場：S-M2（塩ビ系シート防水 機械的固定工法）
立上り：S-F2（塩ビ系シート防水 接着工法）
笠木：X2（ウレタン塗膜防水）



改修用ドレン 横型



改修用ドレン 縦型



1]

2]

3]

株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所 愛媛県知事登録第1889号
一級建築士登録第211657号
〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町浜956-2 松川一世
TEL (089)984-9660 FAX (089)984-0682

Date 2023 (R5) . 10

Checked

Scale S=1/10

Drawn

Title 愛媛県立伊予高等学校普通教棟屋上防水及び外壁改修工事

Kind 防水改修_詳細図

No.

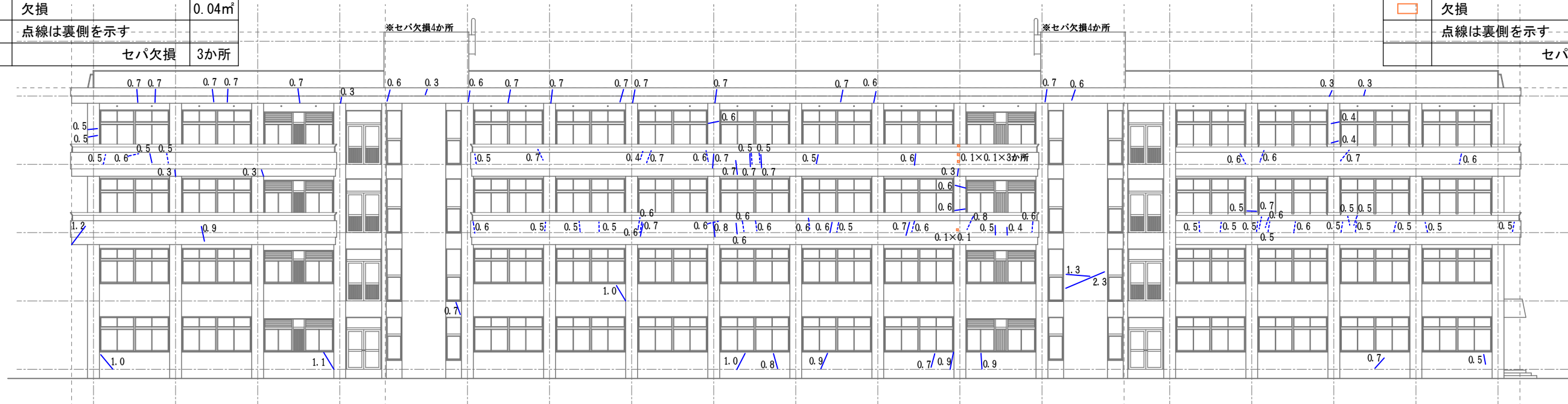
A_14

凡例及び数量【南面】

記号	項目	数量
∕	ひび割れ	65.2m
⊠	爆裂	—
□	欠損	0.04㎡
点線は裏側を示す		
セパ欠損		3か所

凡例及び数量【塔屋全面】

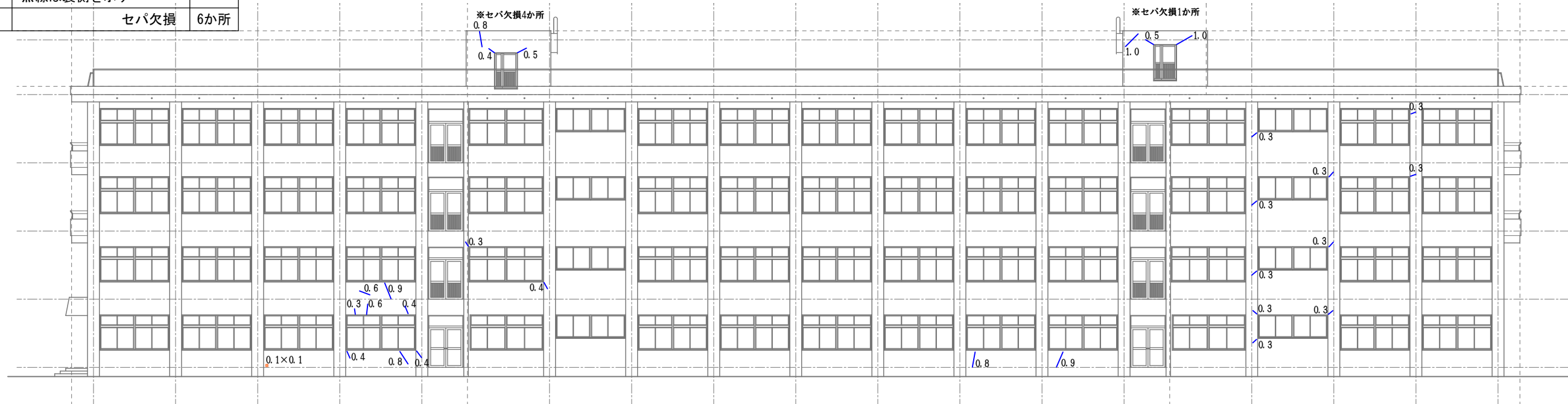
記号	項目	数量
∕	ひび割れ	16.7m
⊠	爆裂	—
□	欠損	0.08㎡
点線は裏側を示す		
セパ欠損		43か所



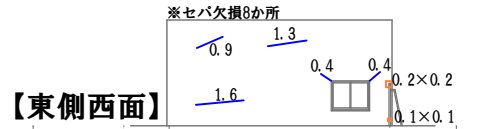
※セパ欠損3か所
南 立面図 S=1/250

凡例及び数量【北面】

記号	項目	数量
∕	ひび割れ	9.8m
⊠	爆裂	—
□	欠損	0.01㎡
点線は裏側を示す		
セパ欠損		6か所



※セパ欠損6か所
北 立面図 S=1/250



【西側渡り廊下A東面】

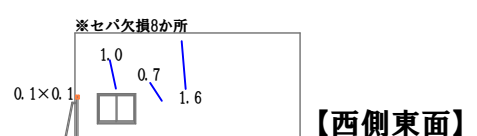
【西側渡り廊下B東面】

【普通教室棟】

【特別教室棟】

【本館棟】

東 立面図 S=1/250



凡例及び数量【東面】

記号	項目	数量
↘	ひび割れ	33.0m
⊠	爆裂	—
□	欠損	—
点線は裏側を示す		
セパ欠損		—

凡例及び数量【西面】

記号	項目	数量
↘	ひび割れ	49.9m
⊠	爆裂	—
□	欠損	—
点線は裏側を示す		
セパ欠損		6か所

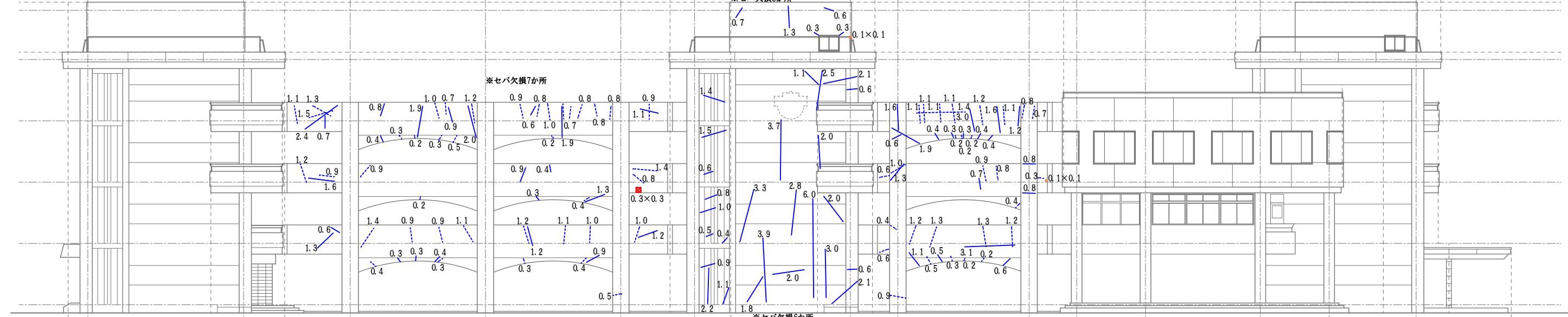
凡例及び数量【西側渡り廊下A】

記号	項目	数量
↘	ひび割れ	86.8m
⊠	爆裂	—
□	欠損	0.21㎡
点線は裏側を示す		
セパ欠損		7か所

凡例及び数量【西側渡り廊下B】

記号	項目	数量
↘	ひび割れ	139.6m
⊠	爆裂	0.09㎡
□	欠損	0.04㎡
点線は裏側を示す		
セパ欠損		18か所

西 立面図 S=1/250



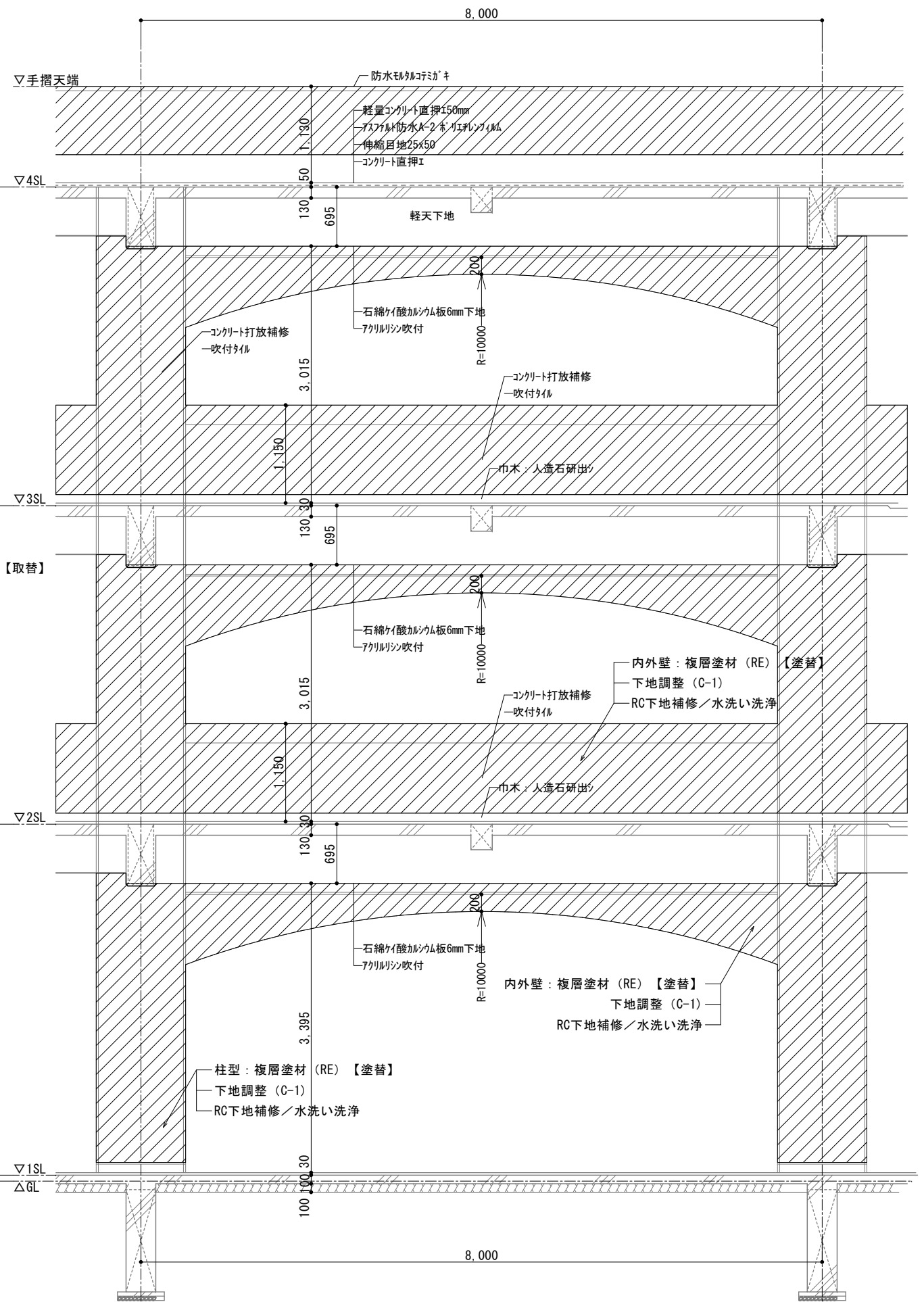
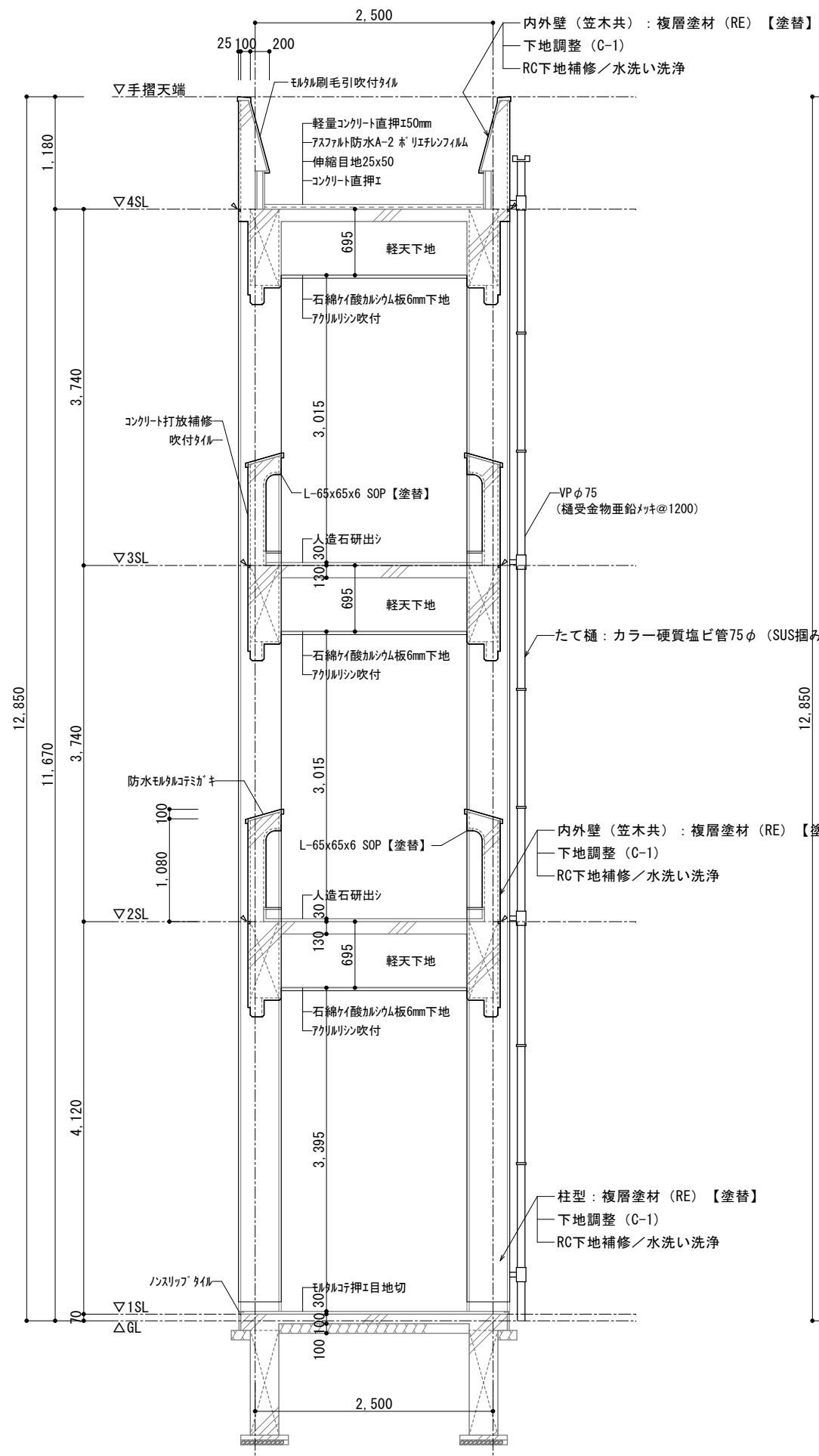
【特別教室棟】

【西側渡り廊下B西面】

【普通教室棟】

【西側渡り廊下A西面】

【本館棟】



1] 打継目地シーリング打ち替え	株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所 愛媛県知事登録第1889号	Date 2023 (R5) . 10	Scale S=1/60	Title 愛媛県立伊予高等学校普通教棟屋上防水及び外壁改修工事	No.
2]	〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町浜956-2	Checked	Drawn	Kind	A_17
3]	TEL (089)984-9660 FAX (089)984-0682 松川一世	渡り廊下_断面詳細図			

機器表

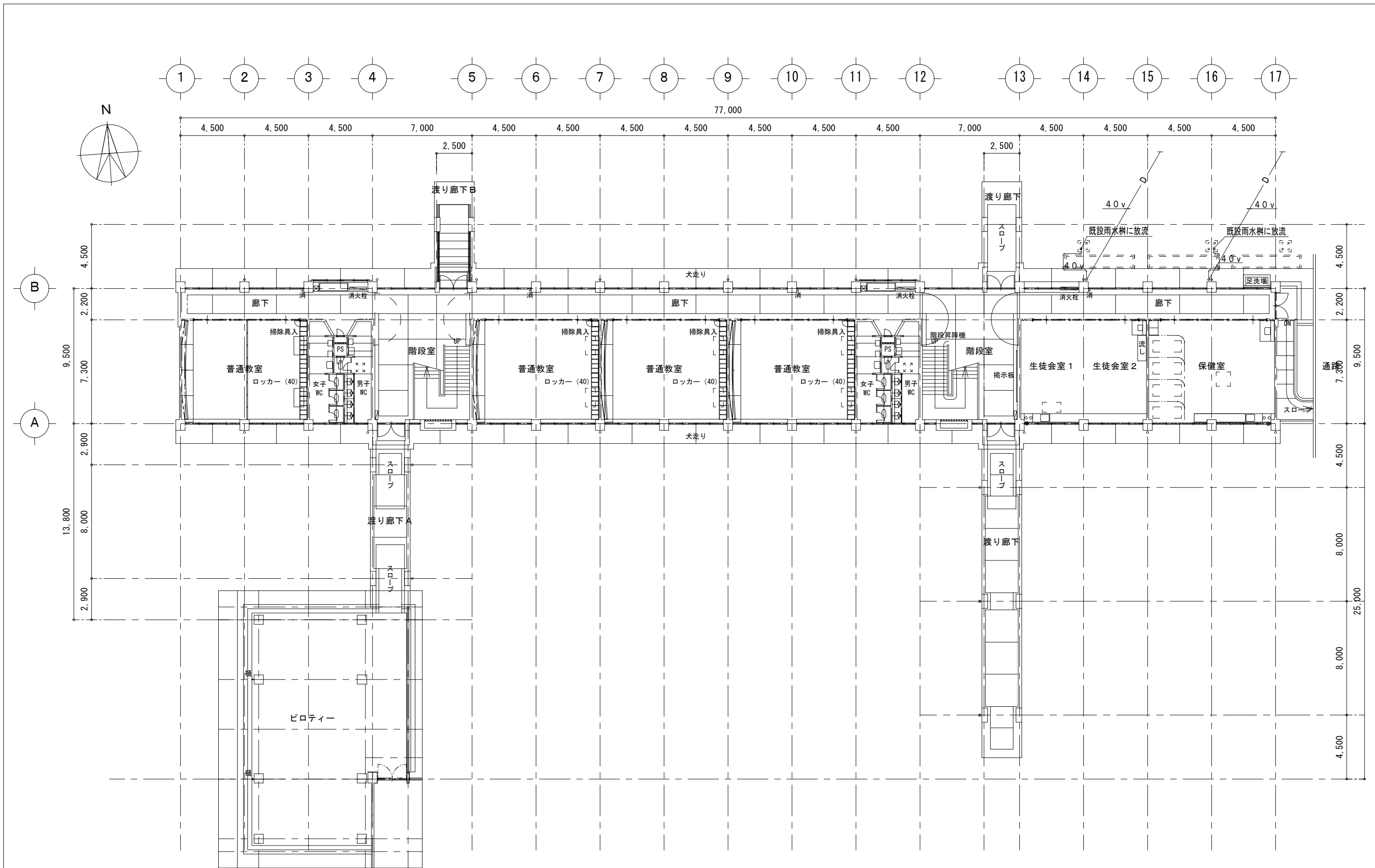
記号	名称	仕様	数量	備考
AC-2	空冷ヒートポンプエアコン	天井カセット形、2方向吹出しタイプ、同時ツイン、冷房能力 20.0 (6.6-22.4) Kw、暖房能力 22.4 (5.8-27.0) Kw 消費電力 (冷房 6.96 Kw、暖房 6.80 Kw)、圧縮機 4.60 Kw、リモコンスイッチ、分岐ジョイント リモコンスイッチ、分岐ジョイント、化粧パネル、標準フィルター、ドレンアップキット、操作線工事、附属品共、3φ x 200v 基礎共	2	
AC-3	空冷ヒートポンプエアコン	天井カセット形、2方向吹出しタイプ、同時ツイン、冷房能力 7.1 (2.0-8.0) Kw、暖房能力 8.0 (2.0-10.2) Kw 消費電力 (冷房 2.21 Kw、暖房 2.23 Kw)、圧縮機 1.60 Kw、リモコンスイッチ、分岐ジョイント リモコンスイッチ、分岐ジョイント、化粧パネル、標準フィルター、ドレンアップキット、操作線工事、附属品共、3φ x 200v 基礎共	4	

(注記) ・空調機の室内機電源は室外機より取ること。

管材、保温仕様

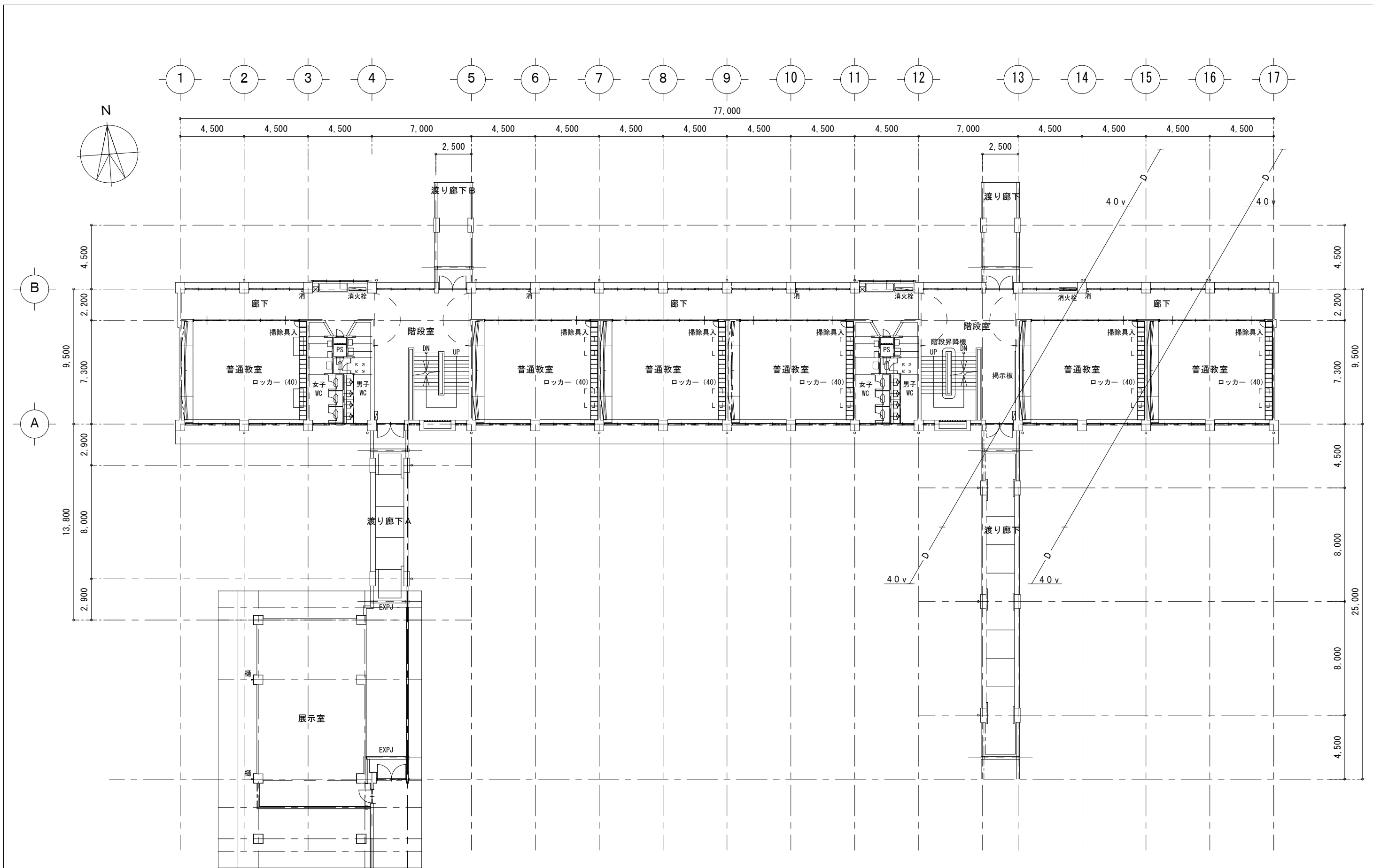
管種	記号	配管材	保温材	屋内隠蔽部	屋内露出部	屋外露出部	埋設部
冷媒管	—— R ——	冷媒用被覆銅管 Cut	メーカー標準品	保温材	保温材+合成樹脂カバー	保温材 + SUS鋼板	
ドレン管	—— D ——	硬質塩ビ管 VP	グラスウール保温板 24K 20mm	保温材+亀甲金網	保温材+合成樹脂カバー	保温材 + SUS鋼板	

1]	株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所 愛媛県知事登録第1889号 〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町浜956-2 一級建築士登録第211657号 TEL (089)984-9660 FAX (089)984-0682 松川一世	Date	2023 (R5) . 10	Scale	S=1/60	Title	愛媛県立伊予高等学校普通教棟屋上防水及び外壁改修工事	No.
2]		Checked		Drawn		Kind	機器表	
3]								



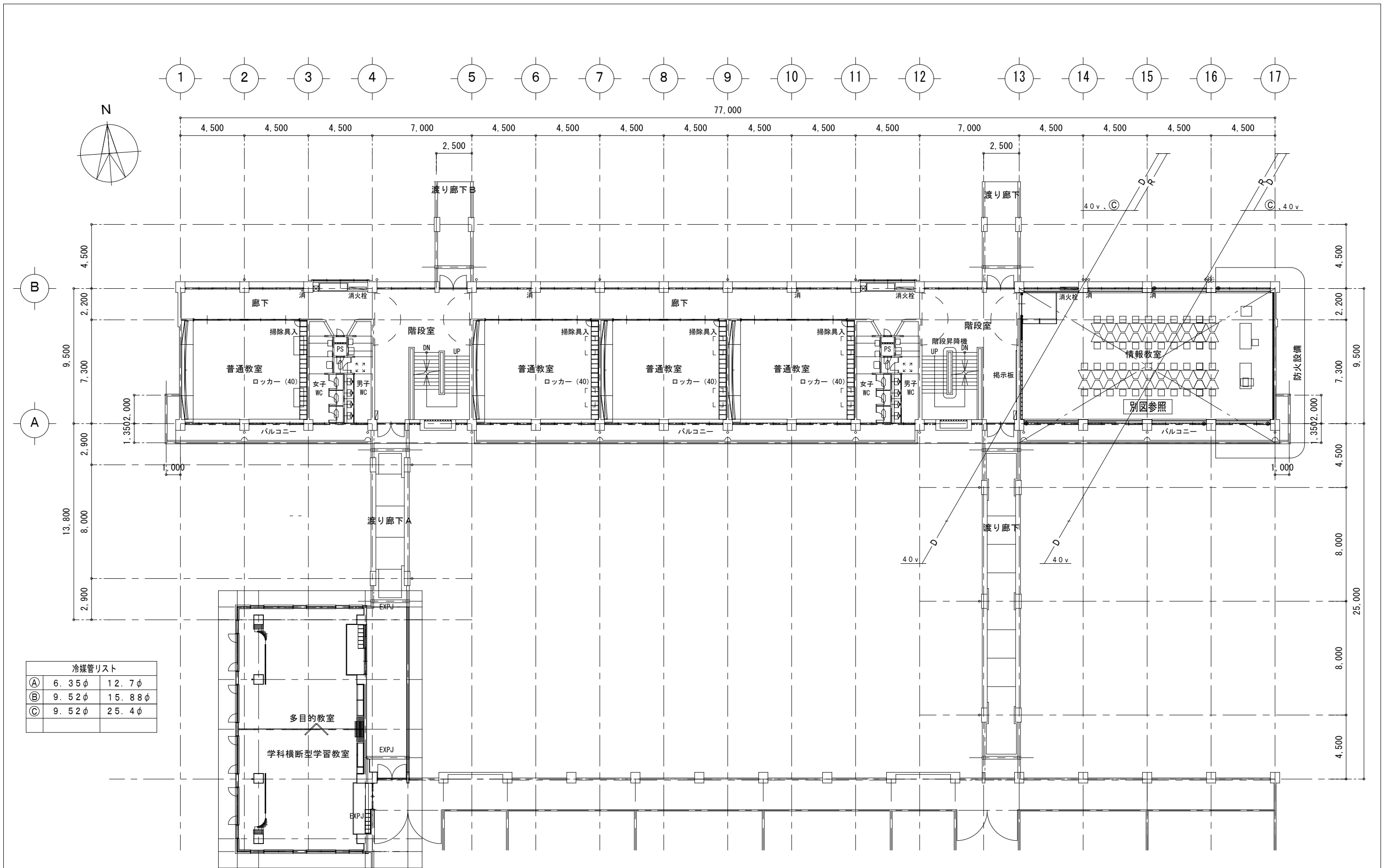
1階 平面図 S=1/250

1]	株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所 愛媛県知事登録第1889号 〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町浜956-2 TEL (089)984-9660 FAX (089)984-0682 一級建築士登録第211657号 松川一世	Date	2023 (R5) . 10	Scale	S=1/250	Title	愛媛県立伊予高等学校普通教棟屋上防水及び外壁改修工事	No. M - 02
2]		Checked		Drawn		Kind	(改修後) (普通教棟) 1階 平面図	
3]								

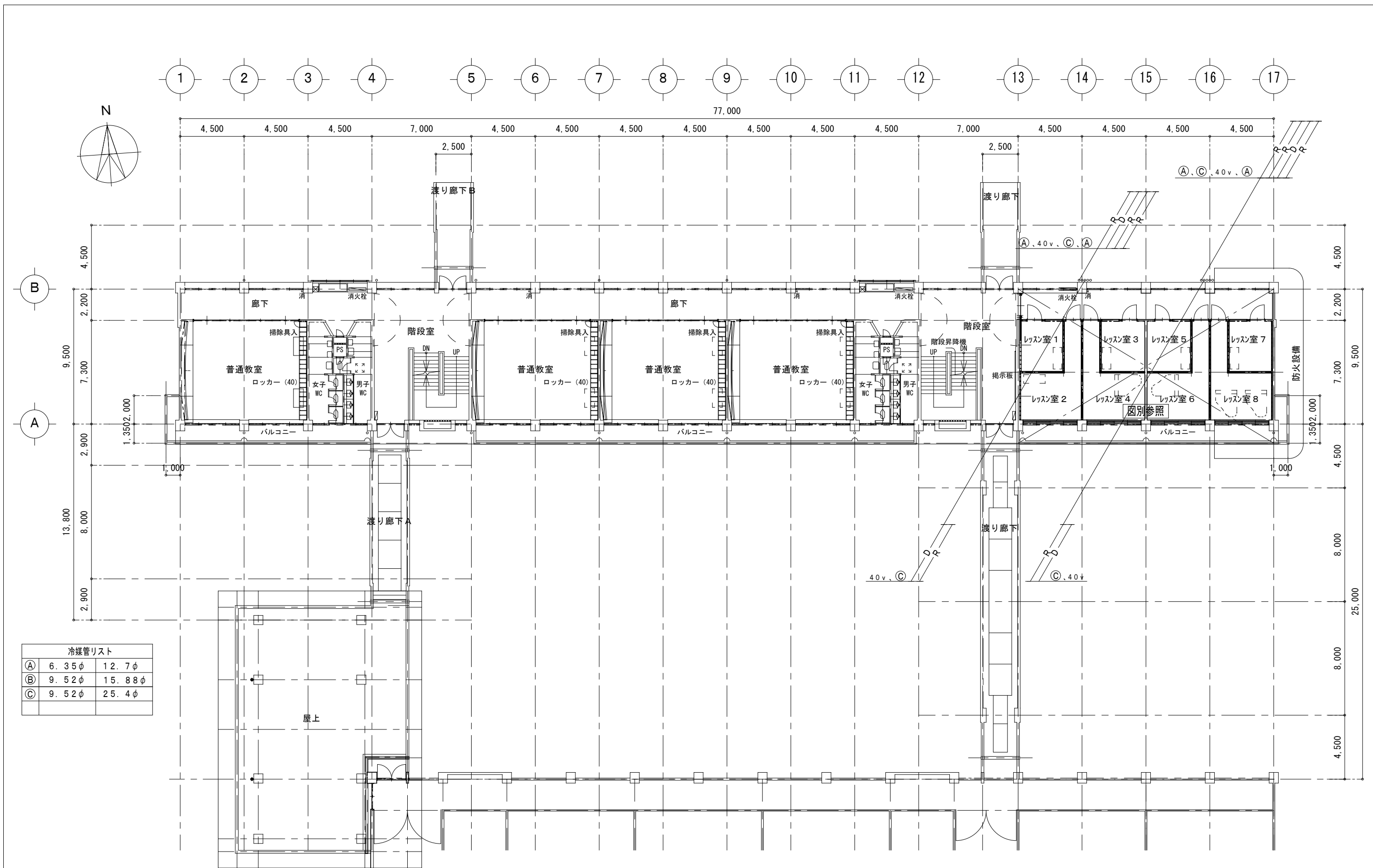


2階 平面図 S=1/250

1]	株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所 愛媛県知事登録第1889号	Date 2023 (R5) . 10	Scale S=1/250	Title 愛媛県立伊予高等学校普通教棟屋上防水及び外壁改修工事	No.
2]	〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町浜956-2	Checked	Drawn	Kind (改修後) (普通教棟) 2階 平面図	M - 03
3]	TEL (089)984-9660 FAX (089)984-0682 松川一世				



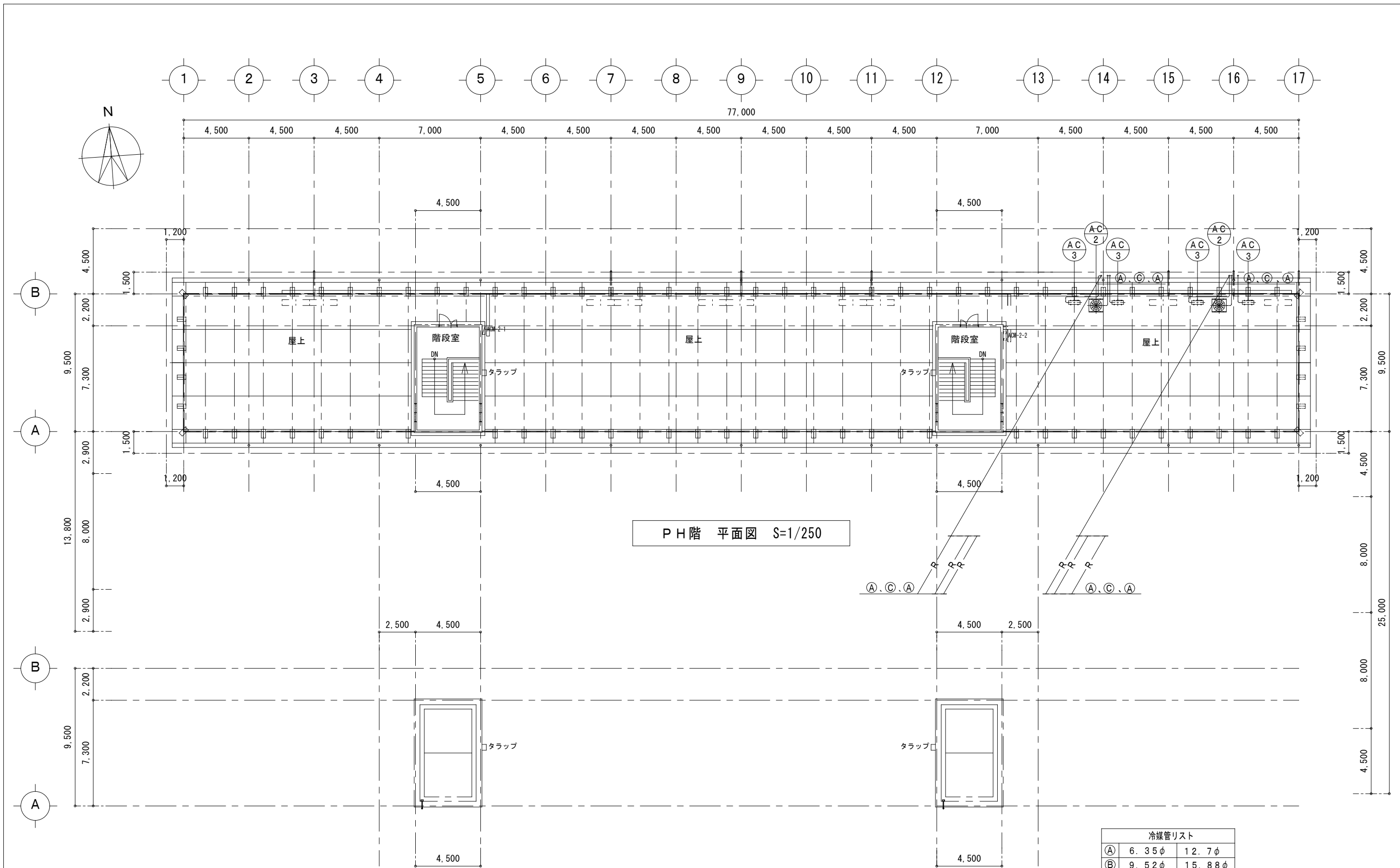
3階 平面図 S=1/250



4階 平面図 S=1/250

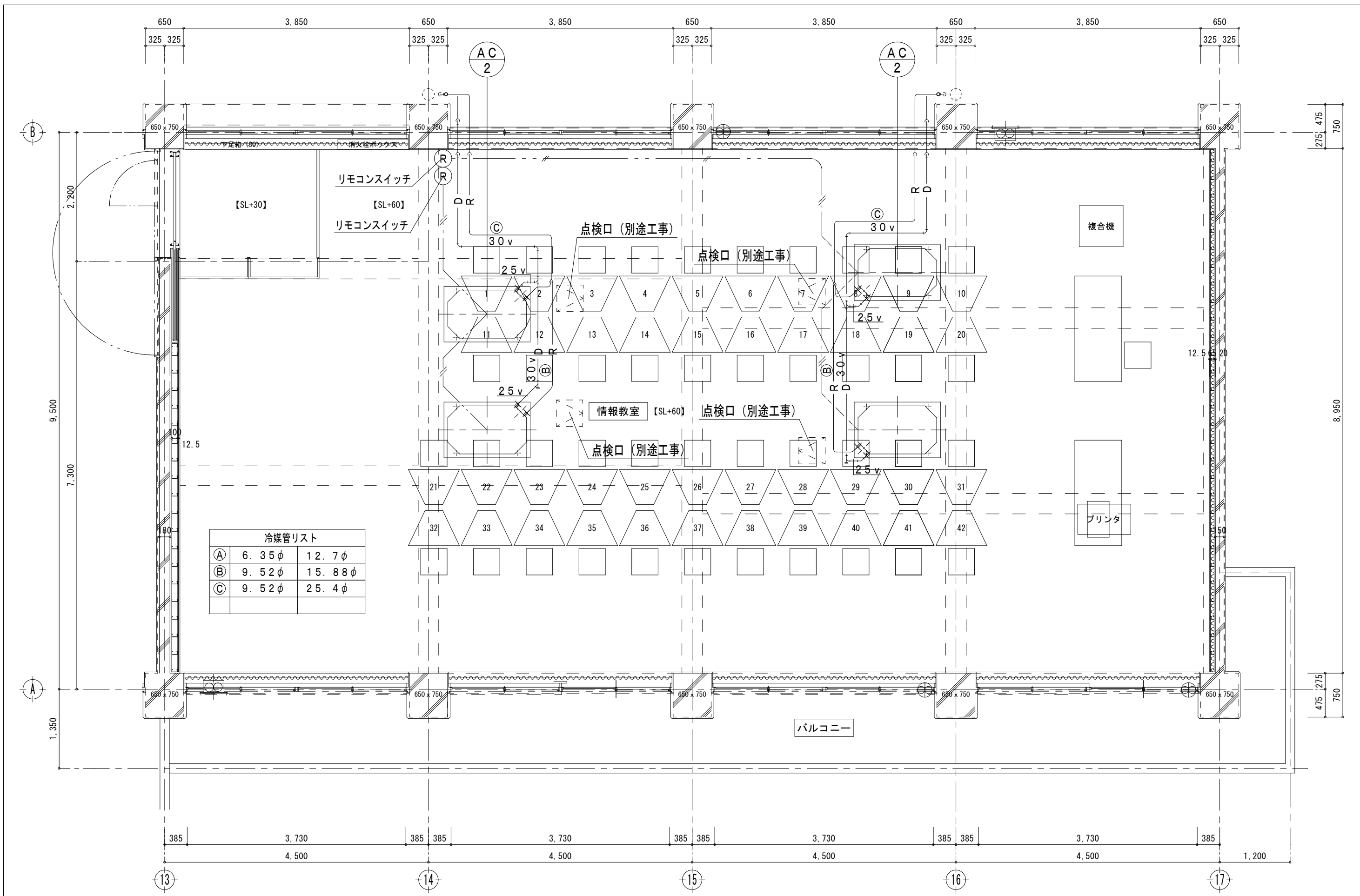
A	6.35φ	12.7φ
B	9.52φ	15.88φ
C	9.52φ	25.4φ

1]	株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所 〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町浜956-2 TEL (089)984-9660 FAX (089)984-0682	愛媛県知事登録第1889号 一級建築士登録第211657号 松川一世	Date	2023 (R5)・10	Scale	S=1/250	Title	愛媛県立伊予高等学校普通教棟屋上防水及び外壁改修工事	No. M-05
2]			Checked		Drawn		Kind	(改修後) (普通教棟) 4階 平面図	
3]									



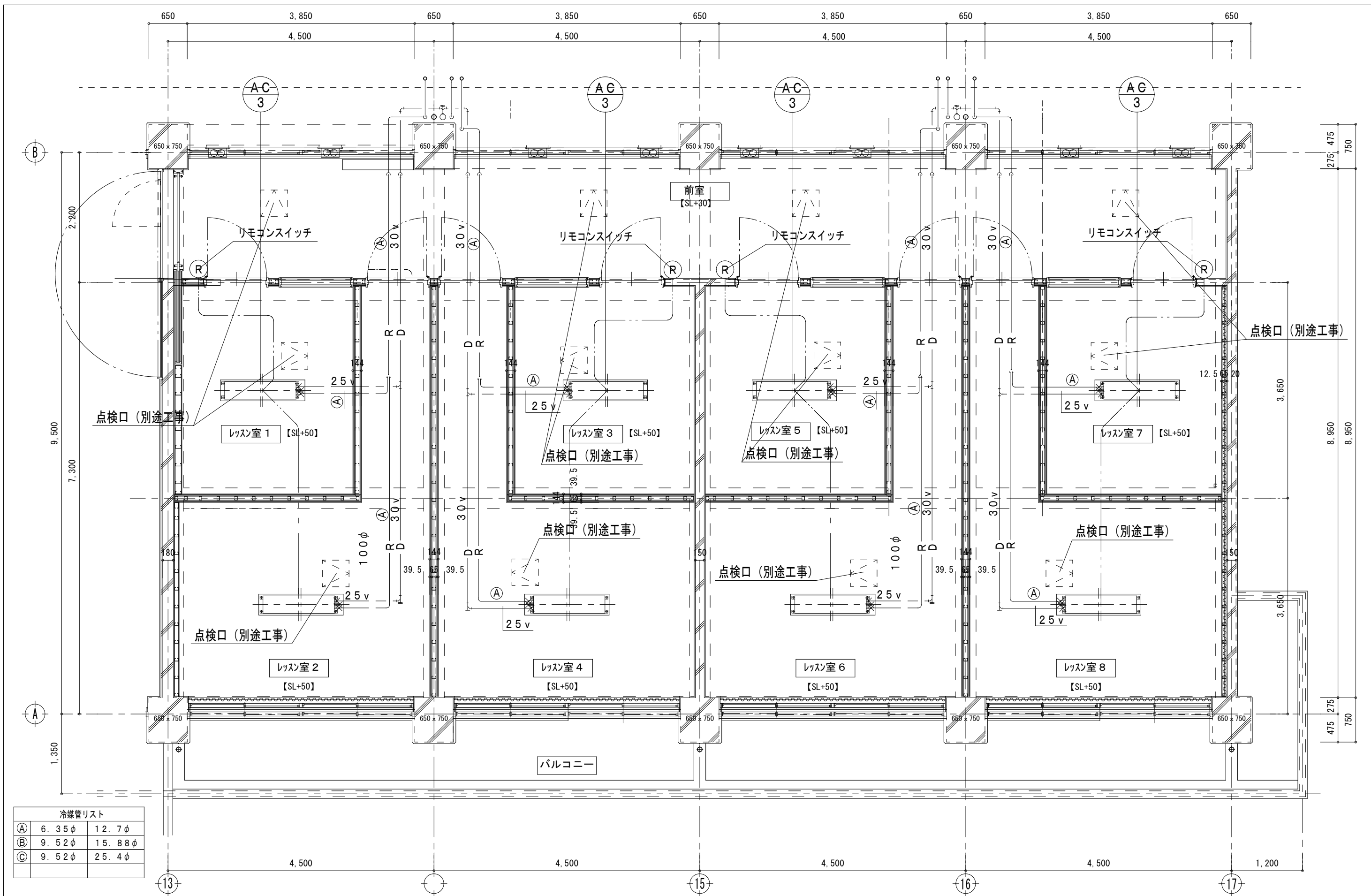
PH階 平面図 S=1/250

PHR階 平面図 S=1/250



冷媒管リスト

(A)	6.35φ	12.7φ
(B)	9.52φ	15.88φ
(C)	9.52φ	25.4φ



冷媒管リスト		
(A)	6.35φ	12.7φ
(B)	9.52φ	15.88φ
(C)	9.52φ	25.4φ

空調機器リスト

記号	名 称	形 式	冷房能力	暖房能力	圧 縮 機	定格消費電力(kW)			電 源			備 考	設 置 場 所	参 考 型 式	台 数
			kW (5.7~14.0)	kW (6.3~18.0)		kW	冷房	暖房	低温暖房	電 圧	室内				
PA-1	空冷ヒートポンプインバータエアコン	天吊形	12.5 (5.7~14.0)	14.0 (6.3~18.0)	2.41	3.38	3.28	6.28	3φ200V	—	○	ドレンアップ、運転リコン共	3F 視聴覚教室	SZRH140BD	2
PA-2	空冷ヒートポンプインバータエアコン	天吊形	14.0 (6.3~16.0)	16.0 (7.2~20.0)	2.99	4.25	4.05	6.79	3φ200V	—	○	ドレンアップ、運転リコン共	4F チャレンジルーム	SZRH160BD	2

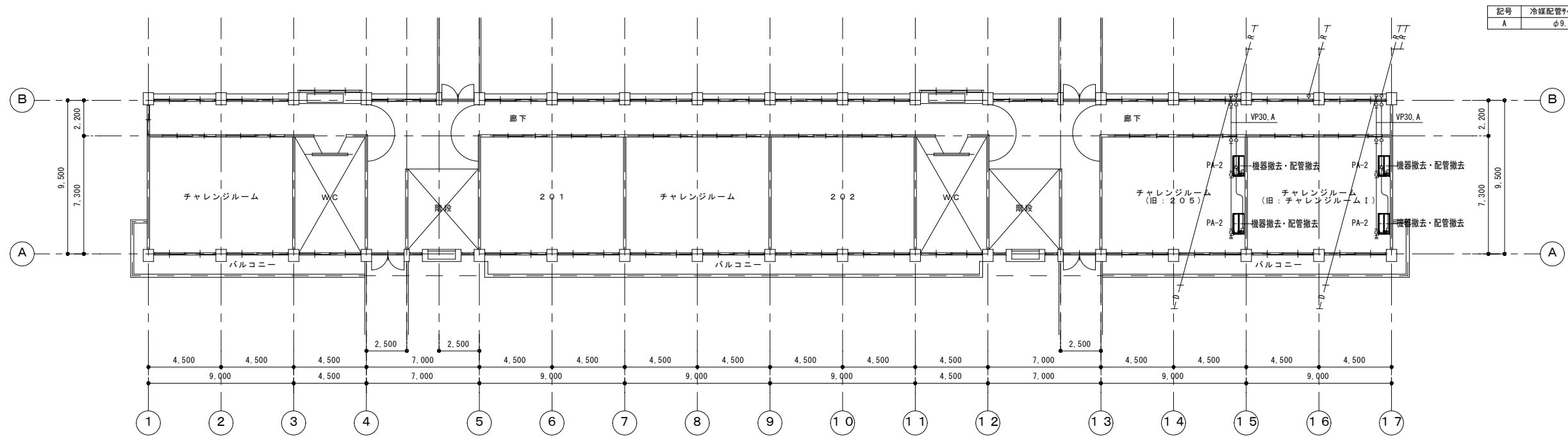
管 材、保 温 仕 様

管 種	記 号	配 管 材	保 温 材	屋 内 隠 蔽 部	屋 内 露 出 部	屋 外 露 出 部	埋 設 部
冷媒管	— R —	冷媒用被覆銅管 Cut	メーカー標準品 冷媒用被覆：液管・10mm、ガス管10mm	保温材	保温材+合成樹脂カバー	保温材+カバー鋼板	
ドレン管	— D —	硬質塩ビ管 VP	グラスウール保温板 24K 20mm	保温材+亀甲金網	保温材+合成樹脂カバー	保温材+カバー鋼板	

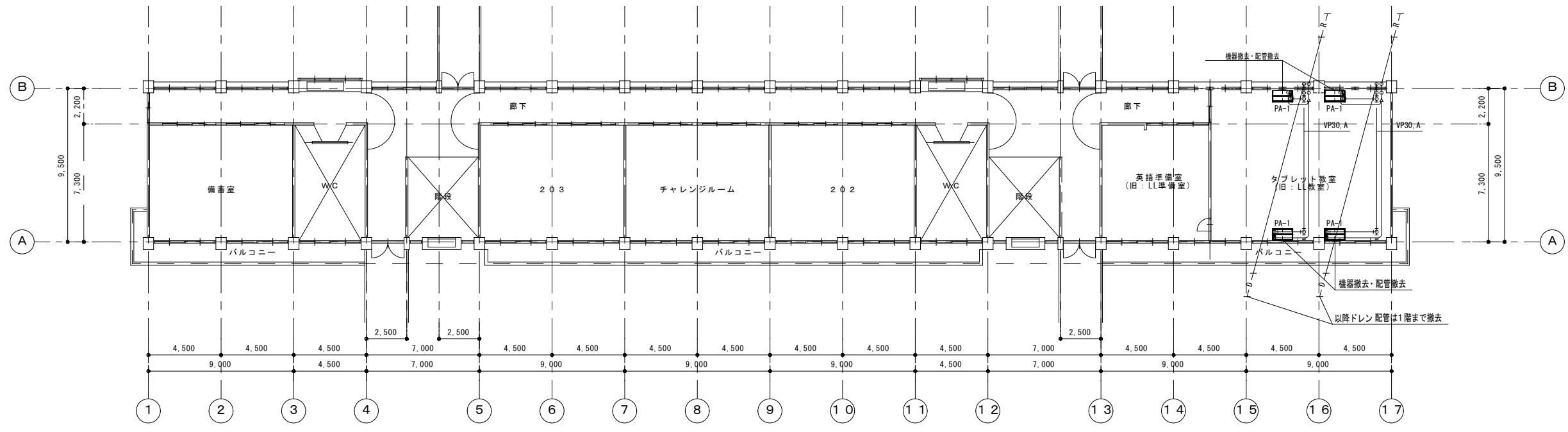
特 記 事 項

- ・ 移設機器は正常に運転出来るものとする。
- ・ 移設時の故障は別途打合せとする。
- ・ 機器基礎工事は縁石基礎とする。
- ・ 室外機転倒防止鋼材は再利用とする。
- ・ 既設冷媒、ドレン配管、電源配線は残置とする。(一部撤去)

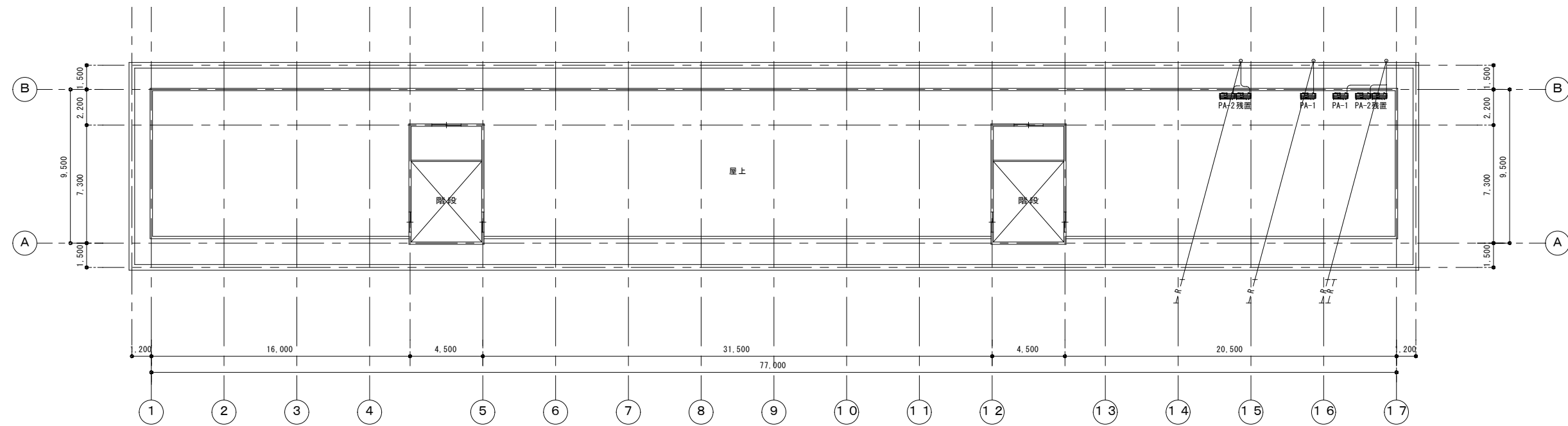
- ・ 再利用で計画している設備に不具合がある場合は別途ご協議とする。
- ・ 移設機器の洗浄は別途とする。
- ・ 冷媒回収、再充填は本工事とする。
- ・ 撤去物の産業廃棄物処分費は本工事とする。



記号	冷暖配管(液/ガス)
A	φ9.5/15.8



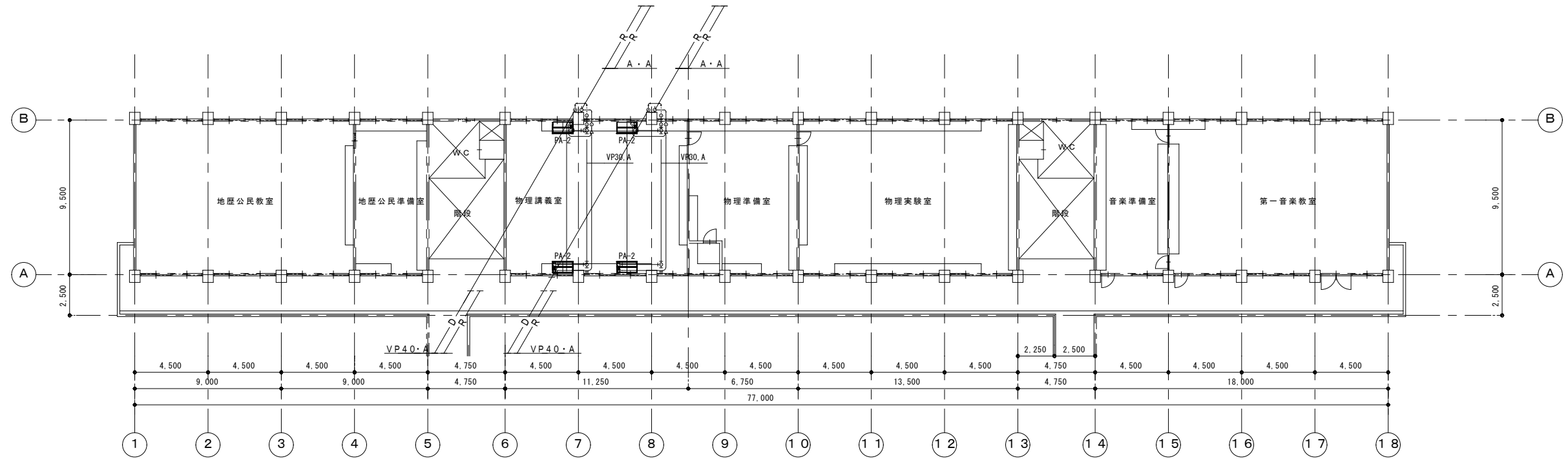
1]	株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所 愛媛県知事登録第1889号 〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町浜956-2 一級建築士登録第211657号 TEL (089)984-9660 FAX (089)984-0682 松川一世	Date	2023 (R5) . 10	Scale	S = 1/300	Title	愛媛県立伊予高等学校普通教棟屋上防水及び外壁改修工事	No. M - 10
2]		Checked		Drawn		Kind	空調設備移設工事 (普通教棟) 3・4階 平面図	
3]								



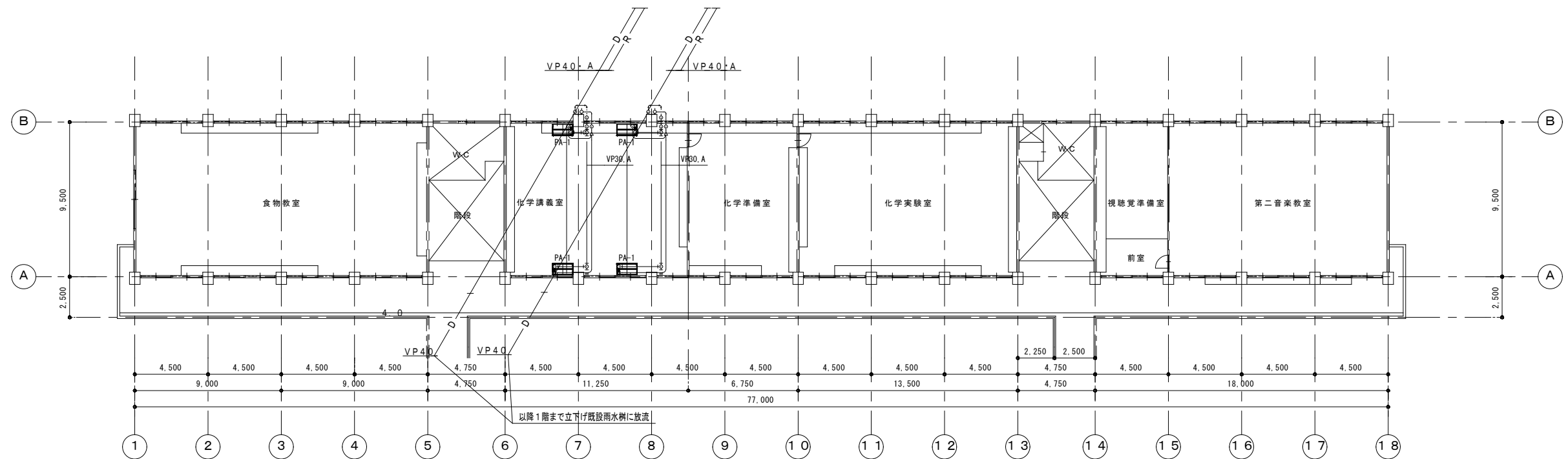
R階 平面図 S=1/300

1]	株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所 愛媛県知事登録第1889号 〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町浜956-2 一級建築士登録第211657号 TEL (089)984-9660 FAX (089)984-0682 松川一世	Date	2023 (R5) . 10	Scale	S=1/300	Title	愛媛県立伊予高等学校普通教棟屋上防水及び外壁改修工事	No. M-11
2]		Checked		Drawn		Kind	空調設備移設工事 (普通教棟) R階 平面図	
3]								

記号	冷暖配管(A' (液/ガス))
A	φ9.5/15.8

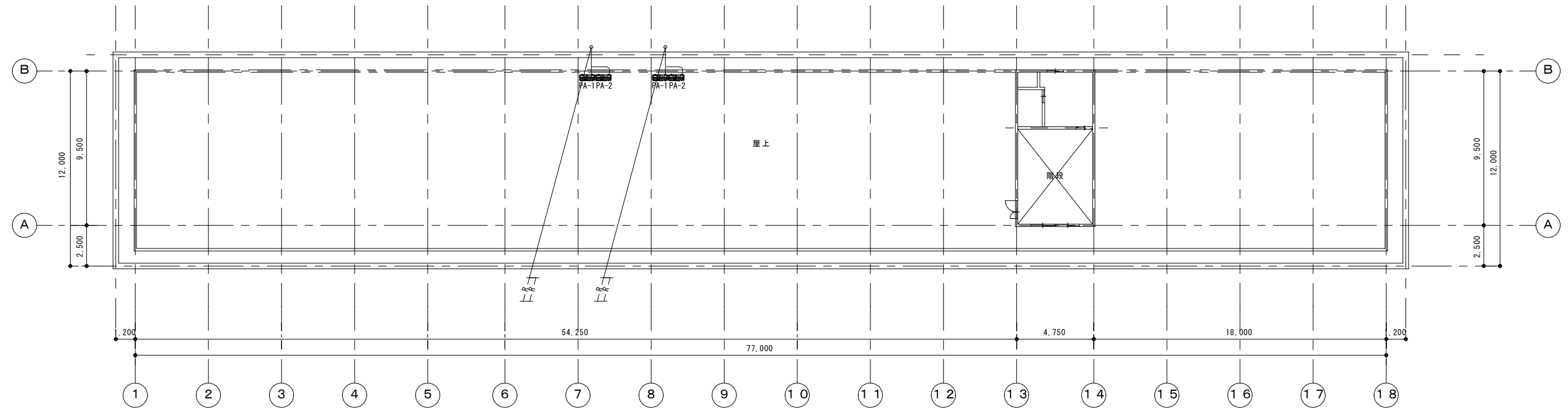


4階 平面図 S=1/300



3階 平面図 S=1/300

1]	株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所 愛媛県知事登録第1889号 一級建築士登録第211657号 〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町浜956-2 松川一世 TEL (089)984-9660 FAX (089)984-0682	Date	2023 (R5) . 10	Scale	S = 1/300	Title	愛媛県立伊予高等学校普通教棟屋上防水及び外壁改修工事	No. M - 12
2]		Checked		Drawn		Kind	空調設備移設工事 (特別教棟) 3・4階 平面図	
3]								



R階 平面図 S=1/300

1] 2] 3]	株式会社 川中英明一級建築設計監理事務所	愛媛県知事登録第1889号	Date	2023 (R5) . 10	Scale	1/300	Title	愛媛県立伊予高等学校普通教棟屋上防水及び外壁改修工事	No. M - 13
	〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町浜956-2	一級建築士登録第211657号	Checked		Drawn		Kind	空調設備移設工事 (特別教棟) R階 平面図	
	TEL (089)984-9660 FAX (089)984-0682	松川一世							